

一九三〇年代台灣・朝鮮・内地における神社参拝問題 —キリスト教系学校の変質・解体をめぐる連鎖構造—

駒込 武

はじめに

一九三〇年代の神社参拝問題は、それ以前の時期とは異なる展開を見せた。二〇年代以前も信仰上の理由などで神社参拝を拒否した学生生徒児童が学校当局により処罰され、時には退学処分とされることがあった¹。しかし、三〇年代になると、神社参拝問題を契機として、キリスト教系学校の教育理念や管理運営体制の大変更

うな事態、すなわち神社参拝を実施しても、学校の「撲滅」を目指す運動が続く事態も生じた。本稿の課題は、こうした新局面がどのように生じたのかという問題に着目しつつ、台湾・朝鮮・内地のキリスト教系学校における神社参拝問題の全体像を捉えることである。

本稿の対象とする時期は一九三二年から三六年までであり、かつて丸山真男が「急進ファシズムの全盛期」²と性格づけた時期とほぼ重なる。三一年の「満洲事変」以後、三二年の五・一五事件、三三年の國際連盟脱退宣言などに象徴されるように、この時期は日本の國際的孤立と、国内政治における軍部の台頭が顕著になった時期だった。しかし、英米との協調を志向する外交路線も放棄されたわけではなく、軍部が完全に政治的なイニシア

ティプを掌握したわけでもなかつた。このように不安定で流動的な政治状況の中で、キリスト教系学校の学生生徒児童の神社不参拝という事実が、軍部などによつて社会的「事件」として取り上げられることになる。

神社参拝問題の新局面を示す出来事は、三二年の上智

大学学生の「靖国神社参拝拒否事件」である。須崎慎一は、この上智大学の出来事を、翌三三年の奄美大島における大島高等女学校排撃運動とあわせて「カトリック教排撃運動」として把握し、「一波が万波を生むように、一つの事件が、全般的『自己規制』をひきだし、画一化を推進する」日本ファシズムの特徴が、カトリック排撃運動の中に典型的に現われていると指摘している³。須崎の研究は、神社参拝問題が、軍部による「ファッショ運動」の組織化の一局面を構成していたことを明らかにした点で重要である。

以上の点を確認した上で、従来の研究状況には奇妙な偏りがあることを指摘しておかねばならない。

第一に、内地のプロテスタント系学校の神社参拝問題に関する研究の欠落である。もとより、「同志社神棚事件」（一九三五年）のよう軍人の介入によって引き起こされた諸事件や、「御真影奉戴」への圧力、財團法人寄付行為の改正など戦時下に学校の変質を迫った事実に関する研究は蓄積されてきている⁴。しかし、少数の学

校沿革史を別とすれば、神社参拝に関する基礎的な事実関係を解明した研究は、意外と少ない⁵。研究史上のこの欠落は、単に研究者の怠慢を意味するものではなく、内地のキリスト教系学校の指導者が「自己規制」の態度をとつたことと深く関連していると考えられる。

第二に、植民地の状況に目を転ずると、内地の状況とは対照的な展開が見られた。朝鮮半島では、三五年以降神社参拝問題をめぐつてキリスト教系学校と総督府の衝突が激化し、多くの学校が廃校へと追い込まれたほか、多数の朝鮮人信徒が投獄され、獄死した⁶。台湾でも、三四年から三六年にかけて、神社参拝問題を契機としてキリスト教系学校排撃運動が起こり、一部の学校は教育方針の大幅な「改革」を迫られ、一部の学校は総督府に移管され、キリスト教系学校としては解体された。ただし、朝鮮に関する研究に比較して、台湾の神社参拝問題に関する研究の蓄積は薄い。そのため、台湾に関する筆者自身の研究を含めて、これまで台湾・朝鮮・内地の状況の相互連関は十分に検討されてこなかつた⁷。こうした研究状況をふまえて、本稿では、個々の地域の状況について具体的に掘り下げるよりも、地域間の相互連関の構造に着目する。とりわけ、ひとつつの地域の出来事が他の地域の状況に組み込まれながら、新たな出来事を誘発していくような「連鎖構造」を明確化したい。

資料としては、公文書や新聞報道のほか、米国国務省

文書のような外交文書、朝鮮における米国長老教会（北長老派）、台湾におけるイングランド長老教会・カナダ長老教会の宣教師の書簡などを利用する。内地のキリスト教系学校が文部省の管轄下にあつたのに対し、台湾・朝鮮の学校は総督府学務当局の所管だつたが、情報交換のネットワークは地域を越えており、宣教師同士、あるいは宣教師と外交官の間で緊密な情報交換がなされていた。この点に着目することによって、神社参拝問題が外交問題化する可能性を常に備えており、外交的配慮が各地における問題の展開にも影響を与えたことを明らかにできるであろう。以下、まず一九三二年という時点に定位して、内地・朝鮮・台湾の状況を検討する。次いで、三三年以降の展開を内地・台湾・朝鮮の順序で検討し、朝鮮で神社参拝問題が激化する発端までを描くことにしたい。

一・一九三二年の状況

(一) 内地におけるカトリック排撃運動

一九三二年の上智大学の「靖国神社参拝拒否事件」は、台湾・朝鮮における神社参拝問題の展開とも複雑に連鎖している。そこで、よく知られた出来事ではあるが、や

や詳細にその経緯を検討しておこう。

一九三二年五月五日、上智大学の陸軍現役配属将校北原一視大佐が学生を引率して靖国神社を参拝した際に、数名の学生が参拝を拒否した。北原大佐はこの出来事を陸軍省に通報、陸軍省はこれを受けて将校配属停止の意向を文部省に伝えた。この措置が実行に移されると、上智大学の卒業生は、在営年限短縮など兵役上の「特典」を剥奪されることになるので、学校関係者は動搖した。文部省としても、陸軍現役将校学校配属令第一条で「将校ノ配属ハ、陸軍大臣、文部大臣ト協議シ之ヲ行フ」と規定されている以上、文部大臣の同意なく将校が任免されるのは由々しき事態であった。

陸軍省・文部省の協議が続けられる中、九月二二日、カトリック教会のシャンボン (J.A.Chambon) 東京大司教が文部大臣に宛てて神社参拝の意義に関する公式の説明を求める照会を発した。九月三〇日、文部次官栗屋謙は、神社を所管する内務省とも協議した上で見解として、「学生生徒児童ヲ神社ニ参拝セシムルハ教育上ノ理由ニ基ツクモノニシテ此ノ場合ニ学生生徒児童ノ団体カラ要求セラルル敬礼ハ愛國心ト忠誠トヲ現ハスモノニ外ナラス」と回答した（以下、「文部次官通牒」と略す）⁸。西山俊彦の研究が指摘しているように、「愛國心と忠誠」を表明する意義が「宗教的意義」と二者択一的なものと

は限らない以上、この通牒は神社における「敬礼」が「宗教的なものでない」ことを保障したものとはみなせない。しかし、カトリック教会は「宗教的なものでない」ことを保障したものとしてこれを解釈し、関係各学校に対して神社参拝をすべき旨を正式に通告した。

カトリック教会としては、これで落着と考えたことであろう。しかし、陸軍省の態度は決して軟化しなかつた。一月二六日には、定期人事異動に際して「適任者人選中」という理由で後任の将校を配属しないことを文部省に通知した。配属将校の不在が事実化することによつて、上智大学では中途退学する学生が続出した。より直接的な威嚇もなされた。当時上智大学幹事（副学長に相当）だった丹羽孝三の回想によれば、「上智大学叫彈大演舌会」が開かれ、「黒シャツ姿の右翼団員が学長と幹事に面会を求めてきた」という¹⁰。こうした状況の中、学校関係者は、教育理念の根幹にかかる「改革」を進めた。すなわち、学生に神社参拝を行わせたばかりでなく、修身科の担当者をホフマン（H.Hoffmann）学長から元東京帝国大学教授井上哲次郎に変更するなどの措置を行つた。翌三三年一二月になつてようやく、小出治雄大佐が配属された。配属将校歓迎式で、ホフマン学長は配属将校の来任によって上智大学は「復活」したと述べ、「今上天皇陛下の万歳を三唱」した¹¹。

以上のような上智大学の事件にかかわつて、特に注目すべきは次の諸点である。

第一に、これまでにも指摘されてきたように、他のカトリック系学校に問題が飛び火し、「カトリック排撃運動」という様相を呈したことである。事態拡大の明確な意図を最初に確認できるのは、九月一五日に陸軍次官柳川平助が文部次官栗屋謙に宛てた照会である。柳川は、「私立曉星中学校及海星中学校モ前記上智大学ト全然同一ノ状況ニアル」という理由で、両校に関しても将校配属を停止する意思を伝えている¹²。いかにも唐突な申し出だが、この措置には、以下のようにな伏線と思える事態が存在した。

一九二九年一〇月、伊勢神宮の式年遷宮祭に際して曉星・海星両校は遙拝式を挙行しなかつたために、府県学務当局の注意を受けていた。海星はこの時に地元新聞から攻撃されてもいる¹³。海星の位置する長崎はカトリック信者の多い地域だつただけに、カトリック排撃運動を呼び起こす土壤もまた存在したと思われる。同年一二月には、海星の教員が、授業中に神道の講義をする配属将校の交替を大村歩兵第四十六聯隊に申し出たことによつて、軍との軋轢が深刻化した¹⁴。さらに、上智大学の出来事が「事件」とされた三三年一〇月には、神武会（大川周明系の国家主義団体）の長崎支部が「之ヲ契機トシ

テ国内ヨリカトリック系学校ヲ駆逐セム」という企図

を陸軍・文部両大臣に打電した。¹⁵ 陸軍省本部が、神武会の「暴走」を恐れたためだろうか、海星からは配属将校の引き揚げは行わなかつた。しかし、その後たびたび將官クラスの軍人の来訪を受け、厳しく監視されることになつた。曉星は、上智大学同様、将校の配属を停止された。¹⁶

カトリック系の高等女学校に関しては、三二年中には目立つた事件は起きていない。ただし、五月に岡山県学務局長が清心高等女学校に対し、二九年の神宮式年遷宮祭に遙拝式を挙行したか否かを問い合わせる照会を發している。¹⁷ 同様の照会が他のカトリック系学校に対してもなされた可能性が強い。翌三年には奄美大島で大島高等女学校に対する排撃運動が生じ、同年一二月に同校は「自主廃校」を申請する事態にまで追い込まれた。奄美大島では町民大会という形式で排撃運動が組織されたが、その背後に軍の意向が存在したことは、これまでの研究で明らかにされた通りである。¹⁸ 配属将校のいない高等女学校に対しては、軍が直接的に影響力を行使できないために町民大会による排撃という仕掛けが必要とされたのであろう。

第二に指摘しておきたいことは、三二年一〇月以降、多くの新聞や雑誌が「カトリック排撃」という「世論」

を作り出す役割を果たしたことである。

新聞の報道状況を見ると、筆者が確認したかぎり、『報知新聞』は第一報が一〇月一日、第二報が一〇月四日、『読売新聞』は第一報が一〇月二三日、『東京日日新聞』は第一報が一〇月一四日である。『東京朝日新聞』だけは第一報が一二月三日と遅いが、その他はほぼ一〇月一四日頃に一斉に報道を開始している。特に『読売新聞』は、一〇月中、連日のようにこの問題にかかる記事を掲載した。一〇月一四日付の記事では、ことの発端は「去月満洲事変一周年」の際の靖国神社不参拝であると記した上で、陸軍省の見解を次のように報じている。「この一二三年來、鹿児島県の要塞地帶たる奄美大島々民悉くカトリック教に帰依し、同教外人宣教師の使嗾により危ふく要塞の機密地図が教徒に盗まれんとした事実もあるので、陸軍当局は極度に憤激してカトリック教は全く我が國体と背馳」するものであり、将校配属停止を決意するにいたつた。¹⁹

この記事には、さまざま問題が含まれている。まずことの発端を「満洲事変一周年」と記しているのが奇妙である。五月に起きた出来事を一〇月になつて問題化することの不自然さを繕おうとしたためとも考えられる。また、翌三年の大島高等女学校排撃運動を予告するかのように、奄美大島の状況に言及していることも着目さ

れる。ただし、奄美大島のカナダ人宣教師が「機密地図」を入手しようとした疑惑が浮上したのは、「二三年来」のことではなく、「一九二六年のことである。しかも、検査の結果、「スパイ」疑惑を証拠立てるものは見出されなかつた²⁰。したがつて、この報道内容の真偽は危うい。しかし、だからこそ、「スパイ」熱を煽りながら「カトリック排撃運動」へと事態を拡大しようとする報道姿勢が明確に表現されているといえる。報道の時期が他の多くの新聞と一致していることからも、軍の意向にしたがつてプレスリリースされたものと推定できる。

軍の意向に唱和したのは新聞だけではない。内務省管轄下の「神社協会雑誌」はほとんど沈黙していたが、『國學院雑誌』は、三二年一月号から四号連続でこの問題を特集した。一月号では「去る十月十四日都下諸新聞が一齊に、靖国神社参拝忌避に関する記事を掲載するに至つて驚愕又言ふ所を知らず」という声を伝える一方、編集者の見解として「國家精神に背き、神社に対し認識不足なるカトリック教は須く排撃すべきであり、其の反国体教育の如きは一日も早く清算されるべきである」と強い語調で記している²¹。さらに、カトリック教会の主張を長文にわたつて転載しながら、「筆誅」を加えている。たとえば、カトリック中央出版部の刊行する雑誌『聲』(三二年五月号)の「神社問答」欄で「我等

カトリック教徒は甚だ遺憾ながら神社参拝などを遠慮しなければならぬ」と結論していることを引用して、「一片の通達（文部次官通牒のこと）引用者注）位で從來の謬見から脱し得たであらうか」と記している²²。また、カトリック側が事態の鎮静化を意図して緊急出版した、田口芳五郎（神父・『聲』編集者）『カトリック国家觀—神社参拝問題を繞りて』の一部を転載した上で、天皇を「天主の代理者」と表現するのは「大不敬」であるという見解を掲載している²³。カトリック系学校の学生の個々の行為を問題視するにとどまらず、カトリックの信仰そのものを「排撃」すべきだとする姿勢が明確に表明されている。

第三に、新聞や雑誌では「排撃」の対象をキリスト教一般ではなく「カトリック」と限定していたものの、プロテスタン系教会や学校も、まったく局外におかれていったわけではなかつた。

たとえば、日本聖公会の牧師である貫民之介は、次のように神道革新会による質問状について記している。「上智大学々生が靖国神社に参拝せざりし事に就て問題が起こされしと新聞紙上に報道されしが、右に関し神道革新会の名を以て諸教会に印刷せる書簡を送り意見を求める來たる者あり」。平安高等女学校などの学校沿革史に同じ質問状への言及があることからも、この質問状は多

くの学校に送付されたと推定できる²⁴。民間人による行為だとしても、センセーショナルな報道と相まって、「警告」としての意味を持ったであろう。ちなみに、貫

は、質問状への自分の返答を所載している。その内容は、神社における祈願は「宗教的行為」であり、「事実上宗教たるものとの礼拜を其宗教を信奉せざる他人に強要する事は信教自由の憲法に違反す」、キリスト教徒が個人的に参拝するのは自由だとしても、「之を以て他人を律し、又は其個人的行動を他人に要求するが如き事は、決して許さるべきからざるものとす」というものだつた²⁵。

以上に記したように、上智大学事件の波紋は、他のカトリック系学校に飛び火したばかりでなく、プロテスタント系の学校に対しても一定の「警告」としての意味を持つたと推定できる。事実、貫民之介の議論のように、神社参拝の強制に明確に反駁した文章は、三一年一〇月以降、見出しにくくなつていく。それにもしても、軍の標的がキリスト教一般ではなく、「カトリック」であつたのはなぜなのか。また、なぜ一〇月段階で、上智大学の事件を「カトリック排撃運動」へと拡大するような事態が演出されたのか。以下、同時期の朝鮮・台湾の状況に目を向けた上で、あらためてこの問いに立ち返ることにしたい。

(二) 朝鮮における慰靈祭不参拝問題

日本内地で上智大学の出来事が社会的「事件」とされたのからやや遅れて、朝鮮の平壤でもキリスト教系学校の慰靈祭不参加を契機として、在郷軍人を中心とした排撃運動が生じていた。

平安南道に位置する平壤は、朝鮮半島の中でもキリスト教が最も深く浸透した地域であり、キリスト教系中等学校として、監理派（メソジスト監督教会）に属する光成高等普通学校・正義女子高等普通学校、中等学校相当の私立各種学校として北長老派の崇実学校・崇義女学校が存在した²⁶。いずれも米国プロテスタント系の学校であり、カトリック系の中等学校は存在しなかつた。

平壤におけるキリスト教系学校排撃運動のさつかけは、三二年九月一七日、平壤の瑞氣山公園忠魂碑前で行われた「満洲出征戦歿將士」の慰靈祭兼招魂祭である。この式典は、「在壤各部隊將兵、一般官民有力者、学生児童等多數参列の上、神仏両式により」行われた²⁷。式典の約一週間前、平安南道知事藤原喜蔵は、公立および私立の初等・中等学校の校長を招致し、式典への参列を指示した。しかし、一六日にキリスト教信者の代表が訪れて、不参列の意向を表明した。おりしも同月九日から一六日まで平壤で朝鮮耶穌教長老会総会が開催され、

「教会学校の学生が神社及び諸祭式に参拝することと、日曜日には送迎等に関してはできないこと」を総督府と交渉する決議がなされたところだった。²⁸ 結局、右に挙げた四校を含むキリスト教系学校が式典に参加しなかつた。

この出来事がすぐに「事件」とされるることはなかった。しかし、一ヶ月になつて、幾つかの新聞が慰靈祭不参拝問題をセンセーション的に報道することになつた。ここでは『大阪毎日（朝鮮版）』の報道を追つてみる。

第一報は一月九日付紙面である。見出しへは「崇実校はじめ十校に／始末書如何で断然廃校処分／戦没者慰靈祭に不参拝／基督教系学校の奇怪事」と報じている。二六日まで連日のように続けられた報道の中でクローズ・アップされているのは、郷軍（在郷軍人会）の動向である。一日付の記事は、平壤郷軍分会長の発言として「アメリカ人経営の学校とはいへ、総督府の教育令によつて建てた学校で國体に悖るがごとき教育は断じて許容できない」と伝えている。またある陸軍の現役将校の談話として「外人に少しも遠慮する必要はない」と報じている。ここで「アメリカ人」「外人」への「遠慮」という問題がとりあげられていることは注目してよい。

二〇日付の紙面では、在郷軍人が、「軟弱」な総督府官僚に詰め寄る状況を次のように報じている。「慰靈祭

に参拝しなかつた聖代の不祥事件は時節柄國民の憤激を買ひ在郷軍人、仏教團その他の団体が一齊に蹶起、各学校糾弾の烽火を上げ、一方平南知事ならびに総督府学務局の軟弱な態度にあきたらす、嚴重処斷方を要求するなど非常な雲行きとなつた」。さらに、「二一日付記事は「京城」（現ソウル）の在郷軍人会聯合分会が二三日に臨時大会を開く予定であると報道し、一二三日付記事では「内地でも在郷軍人会本部が動き出し陸軍省を通じて事実の調査を進める」ことになつたと報じている。

『大阪毎日』がこのように事態を煽る報道をしていた時期、朝鮮総督府の「御用新聞」として知られる『京城日報』は、対照的に、消極的な報道姿勢を示していた。第一報は、一五日付夕刊の「真相調査中」という短い記事である。その後もほぼ沈黙を守つた上で、一二二日付朝刊で「道より厳重戒飭（注意の意—引用者注）／各学校より今後必ず参拝せしむる旨の請書を提出せしむ／不参拝事件全く解決」という見出しで、経過説明と、平安南道知事による「戒飭文」を掲載している。明らかに、鎮静化を促す報道である。この記事からやや遅れて、『大阪毎日』の報道も一挙にトーン・ダウンした。すなわち、二五日付記事は「平壤在郷軍人会分会大会席上、この際不参拝十一校を廃校せしめよの硬論も出たが、大勢は当局の処置を不満足ながらも是認し一まづ打切りと決し」

たと伝えている。翌二六日付のベタ記事を最後として、関連記事は見られなくなる。

平壤におけるプロテスタント系学校への排撃運動は、さしあたって「不発」に終わった。しかし、その経過には重要な問題が表れている。

第一に、一連の事態の発端は、平安南道知事が私立学校に対して慰靈祭への参列を求めたことである。公立普通学校では、一九二〇年代に神社参拝を拒否した児童が退学処分にされる事件が生じていた。しかし、キリスト教系私立学校は、二五五年の朝鮮神宮鎮座祭でも不参列を黙認させていた²⁹。三二年の平壤での出来事は神社参拝をめぐるものではなかつたが、神式および仏式の式典が行われた以上、宗教的性格は明白だつた。そうした場に私立学校生徒の参列を求めたのは、新しい状況の到来を示すものといえる。ただし、この出来事以降、三五年までは、慰靈祭などの式典は宗教色を一応は排除した形で行い、神社参拝を求めることがなかつた。総督府の側が、ひとまずは妥協したことになる。

第二に、在郷軍人会が排撃運動の主体として登場していることである。特に着目すべきことは、一一月八日に平壤分会が瑞氣山上広場で大会を開き、「トラック、自転車、騎馬で府内を大デモ行進」、さらに旅団司令部などの前で「万歳を三唱し、リツトン報告書反論の大気勢」

をあげたことである³⁰。「大阪毎日」がキリスト教系学校についてセンセーショナルな報道を始めるのは、この翌日のことである。時期的な符号から考えて、分会の大会でキリスト教系学校を排撃すべきと意思統一がなされたものと推定できる。「満州事変」以降、内地でも在郷軍人が政治的活動を起こす傾向が見られたが、帝国在郷軍人会規約で「政府不関与」の原則が定められていたために、有志による活動として行われることが一般的だつた。平壤の例のように分会そのものが政治的活動の主体となるのは、この時期では異例と言つてよい。ただし、朝鮮では、行政府の長たる総督に陸海軍大将を据える異例の体制が制度化されてもいた。当時の朝鮮総督は、陸軍大將宇垣一成である。総督府が在郷軍人の活動を一挙にトーン・ダウンさせえた秘密も、この点に関連していると思われる。

第三に、対米関係をめぐる思惑が、事態の展開の基底に存在すると思われることである。一一月八日の平壤分会のデモンストレーションは、リツトン調査団報告書に触発されたものであつた。平壤在住の日本人は、朝鮮における支配民族としての「面子」にもかかわつて、欧米列強に対する反発を激しい形で表示する必要を感じ、「白人」の經營する学校に矛先を向けたものと推定できる。他方、宇垣は、これまでの研究で、少なくとも三〇

年代半ばまでは英米協調路線を重視していたことが知られている³¹。リットン調査団報告書が公表されたばかりの微妙な時期だからこそ、宇垣が、外交政策上の配慮をふまえて、在郷軍人の「軽拳妄動」を戒めたとしても不思議ではない。

第四に、右の点に関連して、米国側でも事態の推移を注視していたことを指摘しておきたい。ソウル駐在米国総領事デービス (J.K.Davis) は、駐日米国大使グルー (J.C.Grew) と国務省に対して、事態を詳細に報告している。一月二五日付書簡では、「朝鮮日日新聞」という民間新聞の関係記事をすべて翻訳する一方、『京城日報』がわざかな言及しかしていないことに注意を促している。そして、九月の出来事が一月になつて突然ぶり返されたのは在郷軍人によるものと思われるが、それ以上の背後関係は不明という判断を伝えている³²。

デービスの報告を受けたグルーは平壤における慰靈祭不参拝問題を、上智大学の事件と結び付けて対応策を考慮した。一二月一日付の国務長官宛書簡では、「神社での敬礼に対する宗教的異論の問題について、駐日教皇使節であるムーニー大司教と、米国聖公会のライフスナイダー主教と話しあつた」と記している。その上で、カトリック教会に対する文部次官通牒を翻訳・紹介し、次のように報告している。「この説明は、教皇府使節と、

米国聖公会にとつて満足のいくものであつた。そこで、私は、文部省の説明をソウル駐在総領事に送り、平壤のミッショニ・スクールに伝達することを求めた」³³。実際に、グルーはデービスに文部次官通牒の翻訳を送り、「この件に関して文部省の声明で終息するようと思われる」という見解を示している。もつとも、グルーも手放しで樂觀していたわけではない。「朝鮮において、福音主義的教会（長老教会など）が今後どのような態度をとるかは、わからない」「朝鮮人自身が日本の神社の前で愛国的行为をすることに對して異論を表明するために、状況が複雑になつてゐることは理解している」と慎重な留保を付け加えてもいる³⁴。

ここで、グルーがムーニー大司教 (M.Mooney) やヨーライフスナイヤー主教 (C.S.Reifsneider, 正確には当時北東京部補佐主教) と協議した上で、自らの見解を定めていることに着目したい。両者ともに米国人だったのでも、日常的に連絡があつたのだろう。それにしても、上智大学の「事件」の渦中にあつたカトリック教会の関係者はとにかくとして、なぜ聖公会のライフスナイヤーがここに登場するのか。この点は、グルーが聖公会の信徒だつたことと関係していると思われる。たとえば、米国聖公会系の東京三教会と英國聖公会系の聖アンデレ教会が合同することになつた時、グルーは合同委員会の委

員として、駐日英國大使クライブ (R.Clive) と非公式に折衝する役割を担っている³⁵。聖公会が国教会としての地位を占める英國はもとより、米国に関しても聖公会と政府高官の関係は深かつたと考えられる。

ライフスナイダー主教の見解は、グルーにとつて小さからぬ意味を持つことだろう。その後、グルーは、一貫して神社参拝問題について不介入の態度をとることになつた。たとえば、平壤の崇実学校の校長であるマッキューン (G.S.McCune) が同様の事態が起らぬよう斎藤実などに働きかけてほしいと要請した時には、國務省に次のよきな見解を伝達している。「私は、公式的にも非公式にも、領事館はこの問題に關わるべきではないと思う。日本人は、おそらくこの問題に關する方針を変えることはないだろう。私たちが介入することによつて、どのような利益が生じるのかは不明である」³⁶。

米国人とは言つても、一枚岩ではなかつた。ファンダメンタリスト的傾向の強い在平壤長老派の宣教師と、聖公会のライフスナイダー主教の判断には開きがあつた。その上、グルーは外交官として米国の「利益」を優先させる立場から非介入の態度をとろうとした。ただし、連の事態が公式のルートを通じて國務省に報告されていたこと自体、外交上の懸案として浮上する可能性があつたことを示している。

日米間の火種になりかけた慰靈祭不参拝問題は、さしあたつて消し止められた。しかし、一方には、總督府の「軟弱」な態度にあきたらない在郷軍人たちがおり、他方には、神社参拝強要にあくまでも抵抗しようとする米国人宣教師そして朝鮮人キリスト教徒がいた。火種は、容易に再び燃えさかる状況にあつたといえる。

(三) 台湾における文教局長通牒

一九三二年中、台湾では神社参拝に關して目立つた「事件」は生じていない。しかし、ここにも火種は潜在していた。すでに別稿で論じたことだが、本稿に必要な範囲でその内容を確認しておこう。

台湾にはキリスト教系の私立各種学校として、カナダ長老教会系の淡水中学・女学院、イングランド長老教会系の台南長老教中学・女学校、カトリック系の静修女学校が存在した。この中で、財政的基盤も充実していた台南長老教中学は、卒業生の上級学校への入学資格をえるために、私立中学校としての認定を求めていた。二九年のこと、台湾総督府は、校長である英國人宣教師バンド (E.Band) に対して、神社参拝を認定に必要な条件として提示した。これは異例的な要求だった。内地でもキリスト教系中等学校の多くは私立各種学校として位置づけられていたが、専門学校入学者検定規程による無試験検定

の指定を受けることによつて上級学校への入学資格を獲得した学校も少なくなつた（文末付表1参照）。朝鮮でも、「京城」に位置する徹新学校は二五年、平壤の崇実学校は三一年に指定を受けていた³⁷。指定に際して、神社参拝という条件はもとより考慮されなかつた。

異例な要求に直面して、台南長老教中学の関係者の意見は割れた。宣教師会や台湾基督長老教会の選出した理事の中には神社参拝を拒絶する意見が根強く存在する一方、非キリスト教徒の台湾人が多数を占める後援会の選出した理事の中には、神社参拝もやむなしと主張する者もいた。こうした状況の中、三二年一二月二〇日、台湾総督府文教局長通牒「宗教系団体經營学校ノ神社不参拝其ノ他不参拝ニ関スル件」が出された³⁸。通牒の本文は、文教局長安武直夫が州知事・府長に宛てて「首題ノ件ニ關シ今般拓務省管理局長ヨリ別紙写ノ通通知越候条、参考迄右及送付候也」という短いものである。しかし、「別紙」の内容は、神社参拝問題をめぐる内地・朝鮮・台湾の連鎖構造にかかわるものとして重要である。

「別紙」の内容を日付順に述べれば、次の通りである。

一月一七日に朝鮮総督府学務局長が文部省宗教局長に次のような照会を発した。「基督系団体經營ノ学校ニシテ神社或ハ戰没將士ノ追悼祭等ニ関シ、宗教ノ教理ニ悖ルモノトナシテ学生生徒ノ参拝ヲ阻止シ、又ハ学生生徒

自ラ参拝ヲナサザルヲ放任セル事實有之候ハバ、其ノ実情並ニ之ニ対スル取扱ノ御方針等ニ就キ御内意承ハリ度」。さらに、「何卒至急御垂示相煩度」と付け加えている。「神社或ハ戰没將士ノ追悼祭」という表現からも、一一月一七日という日付からも、平壤における慰靈祭不参拝問題への対応にかかわつて起案された照会とわかる。

一一月二二日付の文部省回答は、上智大学の事件に言及した上でカトリック教会に対する文部次官通牒を掲載し、さらにシャンボン大司教がこの通牒を受けて関係各学校に対し神社参拝すべき旨を通知した報告を添付している。朝鮮総督府の照会は「取扱ノ御方針」を内示せよというものだったが、文部省の回答は事實を報告するにとどまつてゐる。朝鮮における教育は文部省の管轄外であるために、直接的に「方針」を示すことを躊躇した可能性が強い。しかし、文部省が朝鮮総督府に通牒の内容を公式に通知したことの意味は決つして小さくない。それは、上智大学方式での「解決」を勧奨する意味合いを備えていたと考えられるからである。

以上のような朝鮮総督府と文部省のやりとりを拓務省が一二月八日付で台湾総督府文教局長に通知し、さらに、文教局長が同月二〇日に州知事・府長に移牒したわけである。文教局長安武直夫は、台湾の状況の中でも文部次

官通牒を有用と判断したからこそ移牒したのである。実際、三四年に台南長老教中学の神社参拝問題が社会的「事件」とされた際に、文教局はこの三二年一二月の通牒を持ち出し、神社参拝について「呉々も誤りながら事の注意を促した事があるので学校当事者も十二分に心得へ居る筈なるにも拘わらず、こんな問題を惹起したのは寧ろ不思議で遺憾の次第である」という談話を発表した³⁹。文部次官通牒をめぐるカトリック教会の妥協が、本来の文脈を離れて台湾・朝鮮でも「例規」として規範的意味を持つようになつてるのである。三二年段階で、すでにこうした連鎖構造が形成されていたことに

ただし、この規範は、神社参拝を推進する側からも、玉虫色的性格を問題視されていた。この点で注目に値するのは、台湾神職会の機関誌『敬慎』三三年一月号における、次のような巻頭言である。

「最近宗教上の理由から、靖国神社参拝を拒否したる宗教大学があつた」。この「宗教大学」関係者は文部次官通牒により神社参拝をしたが、今でも「信教の自由」を持ち出すという「憐れむべき謬想」に陥つてゐる。そもそも「日本の神道が所謂宗教に属するものであるといふことに対するは毫も疑を挿まぬ」とことである。「然らばとて、信教自由の立前から神社参拝は国民各自の自由

たるべきものなりとする意見には全体に承服する能はざる」ものである。⁴⁰

このように、「神社は宗教」と明言した上で、すべての「國民」の神社參拜を求める、という開き直り的な議論を展開しているわけである。この卷頭言の最後には「加村」という署名が付されているので、當時文教局属だつた加村政治によつて記されたものと思われる。しかし、卷頭言として書かれていることから、これを單なる個人的見解とみなすことはできない。しかも、台灣神職会は、文教局長を会長とし、事務所を文教局内に置く官製組織だった。卷頭言に見られるような強硬意見が、文教局内に存在したと考えてよいだろう。

『敬慎』卷頭言の内容は、三二年一二月の文教局長通牒と矛盾するものとも思える。しかし、一面で対立しつつ、相互補完的役割を果たすものとみなすべきだらう。すなわち、上智大学の出来事にも示されているように、神社における「敬礼」が「宗教的なものではない」ことを保障したかのような文部次官通牒は、『敬慎』卷頭言のようない、より直接的で暴力的な威嚇を背景としてはじめて効果を發揮するのである。後者の威嚇的な側面がいづ前面に表れても不思議ではない状況が、台湾にも確實に存在していた。

以上に述べてきたように、内地、朝鮮、台灣の状況は

相互に複雑に絡み合っていた。ことに上智大学をめぐる事件の波紋は、確実に朝鮮・台湾にも及んでいた。この点をふまえながら、ここで改めて、上智大学の事件がなぜ九月以降に「カトリック排撃運動」として拡大したのか、という問題を考えることにしよう。

第一に、陸軍省における人事に着目する必要がある。

三二年当時の陸軍大臣は皇道派の領袖荒木貞夫であり、同年八月には統制派の小磯国昭に代えて腹心の柳川平助を陸軍次官に据えるなど、皇道派系で要職を固める人事を行つた。他方、当時の朝鮮総督宇垣一成は反皇道派のリーダーと目される人物であり、朝鮮軍司令官川島義之は中間派であつた⁴¹。精神主義的傾向の強い皇道派系の軍人が、「スペイ」疑惑によつて排外熱を煽りつつ、自らの政治的なニシアティブを握るためにカトリック排撃運動の拡大を意図したと考えれば、これまでに見てきた状況とも整合する。もちろん、三五年以降の朝鮮における事態の展開を考えても、宇垣が神社参拝に反対だったとは考えられない。しかし、「事件」を起こす時機や追究の程度に関する、微妙な判断の相違が存在した可能性はありえる。

第二に、それではなぜ、カトリックが排撃の対象とされたのか。カトリック教会に内在する要因として、外国人宣教師の影響力が強かつたこと、儀式的行為に関して

は厳格であり、神社参拝を禁じる方針を中心集権的な教会組織を通じて浸透させうる体制を備えていたことが考えられる。また、長崎や奄美大島のように、軍事的な戦略拠点であると同時にカトリック信者の多い地域に内在する社会的緊張が、カトリック排撃の土壌を形成しているという問題も考慮する必要がある。

第三に、平壤の米国プロテスタント系学校に対する排撃運動が未発に終わったことに着目すれば、外交的配慮に基づく抑制が働きにくかつたという要因も考えられる。上智大学にはドイツ系、海星中学校・暁星中学校にはフランス系の宣教師がいたが、カトリック系学校にして外交交渉の相手となるのは、一般的にローマ教皇院だった。米国や英國に対する場合と比較して、外交政策上のリスクは小さいという判断が働いたとして不思議ではない。内地でカトリック系学校が排撃の対象とされたことも、朝鮮で米国系学校への排撃が抑制されたことも、米国や英國との衝突を避けようとした点では、共通している。こうした解釈は、三三年の國際連盟脱退以降、対英米協調路線の後退にともなつて、英米プロテスタント系学校に対する排撃運動への歯止めが外れていく可能性を示唆するものである。台湾や朝鮮では実際にそうした事態が繰り広げられることになるであろう。

二二、一九三三年以後の状況

(一) 内地における神社参拝問題

一九三三年にカトリック排撃運動が起きて以降、プロテスラント系を含めて内地のキリスト教系学校は神社参拝を始めたのだろうか。はじめにも記したように、この問い合わせに答えることは、実はそれほど容易ではない。内地では、三三年以降、神社参拝をめぐる問題が社会的「事件」としてとりあげられたことが、ほとんどなかつたからである。例外は、「美濃ミッショニン事件」である。美濃ミッショニンは、米国人宣教師ワイルドナー(S.L.Weidner)の主宰する独立ミッショニンであり、聖書学校・幼稚園などを経営していた。三〇年と三三年の二回にわたって、美濃ミッショニン信徒の児童が公立小学校での神社参拝を拒否したことが「事件」とされ、三三年七月には大垣市で「美濃ミッショニン排撃市民大会」が開催された。同年八月に学校長が神社参拝を拒否した児童を退学処分とすることで、一応の終息を迎えた。⁴²⁾

美濃ミッショニンをめぐる出来事はそれ自体として重要なものの、宣教師個人による独立ミッショニンであることや、教育施設としては幼稚園しか経営していない点で、性格を異にする。むしろこの出来事は、米国や英國

系の宣教会に関係する学校が排撃運動の直接的対象とはならなかつた事実を際だたせる。しかし、微妙に急所を外した威嚇射撃がそうであるように、上智大学や美濃ミッショニンをめぐる「事件」が、プロテスラント系学校に対しても脅威となつた可能性は強い。この問題について考察する手がかりとなるのは、三三年一月に開催された日本基督教聯盟(プロテスラント諸教派の協力・連絡組織)総会における「神社問題に関する報告」である。三三年の総会で教育委員長として報告にあたつたのは、田川大吉郎である。代議士である田川は、当時日本基督教会教育局長、明治学院總理でもあつた。⁴³⁾

「神社問題に関する報告」は、四点から構成されている。第一、キリスト教諸教派が一九三〇年に神社制度調査委員会に提出した進言書について進展がなく、「神社非宗教の問題は依然明白なる決定を与へられず」ということ。第二、「併し文部省は教育上之を全く宗教圈外に置いて取扱はるゝ事を幾度となく声明せられ居るを以て基督教主義学校等より疑問を以て問合さるゝ場合学校としては聯盟教育部委員の方針即ち文部省の解釈に同意すべきものと信ずる旨を回答し居れり」ということ。第三に、神社について祭神を明示し、祭祀不明なものは「整理」すべきこと。第四に、「昨年来上智大学に於て、又近頃美濃ミッショニンに於て、神社参拝に関し問題を惹起

したる事あり、大要その顛末を調査したるも、別に積極的に動くほどの途を見出さず、尚その成り往きを静観しつつあり」ということ。⁴⁴

このうち特に重要なのは、二番目の項目である。カトリック教会同様、文部次官通牒は神社参拝を「宗教圈外に於て取扱」うことを保障したものであると解釈し、受容する方針を示している。上智大学や美濃ミッショナリーめぐる出来事を「静観」しながらも、「自己規制」を図りつつあつたことがわかる。もつとも、『連盟時報』に掲載された「神社参拝問題に就て」という文章では、右の一、三、四にあたる内容は記しているが、二にあたる内容は記していない。⁴⁵ 神社参拝を迫られればするが、迫られない限りはしないという方針に基づいて、対外的な公表を差し控えたものと推定できる。

以上の点を確認した上で、個々の学校がどのように対応したのかということを、学校沿革史の記述に即して検討することにしよう。

本稿末の付表1は、一九三五年の時点を基準として、内地におけるキリスト教系中学校・高等女学校、及びこれに類する各種学校の概要を記したものである。さらなる修訂を必要としているので、これは暫定版である。付表2は、付表1にとりあげた学校の中でも、学校沿革史等（一部校友会誌を含む）および安藤信成の調査（後

述）から神社参拝問題関連の記述を抽出したものである。神社参拝に関するもつとも早い時期の記述をとりあげ、実施時期の推定を交えながら年代順に配列した。付表2に記載されていない学校が神社参拝をしていた可能性はもちろん、記載された学校に関しても、實際にはこれより早い時期に行つっていた可能性がある。その点で本表も暫定版であるのだが、それでも、一つの目安とはなるだろ。教派別に見ると、日本メソジスト教会とカトリック教会系の学校が、比較的早い時期に神社参拝を行つてることが注目される。また、立教中学校も三四年と比較的早い。⁴⁶ 先に言及したライフスナイダーが、三一年八月以来立教学院総長の役職にあつたことを想起すれば、彼の意向が反映されている可能性もある。

表1は、付表1および付表2に基づきながら、キリスト教系学校の変質を示す指標と思われる項目について、学校数の時期的分布を示したものである。

「神社参拝」は初めて学校として集團的な神社参拝を行つたと推定される年、「御真影下賜」は天皇・皇后の肖像写真を受け取つた年を示す。カトリック系の場合、神社参拝はやはり三二年・三三年に集中する一方、写真は三〇年代後半が多い。プロテスタン系の場合、およそ三七年・三八年頃を境として、神社参拝を行い、写真を受け取る学校が増加している。

表1 内地におけるキリスト教系学校の変質状況

西暦	神社参拝		御真影下賜		財団法人設置		日本人校長就任	
	プロテstant系	カトリック系	プロテstant系	カトリック系	プロテstant系	カトリック系	プロテstant系	カトリック系
1900年以前	0	0	0	0	1	0	18	2
1901~1910年	1	0	0	0	5	4	4	2
1911~1920年	0	0	1	1	3	0	8	0
1921~1930年	1	0	1	1	12	1	9	1
1931年	1	0	0	0	2	0	1	0
1932年	0	5	2	1	1	2	0	0
1933年	1	3	0	1	3	1	0	0
1934年	1	0	0	0	3	1	1	1
1935年	1	0	4	4	1	0	1	0
1936年	0	0	3	2	1	1	1	0
1937年	8	1	7	0	3	0	0	0
1938年	4	0	7	2	4	0	3	1
1939年	2	0	1	0	3	0	1	1
1940年	1	0	5	2	0	1	3	7
1941年	2	0	6	1	5	7	2	4
1942年	1	0	4	0	2	1	0	0
1943年	0	0	1	1	2	1	0	0
1944年	0	0	2	0	0	0	0	0
1945年	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	28	12	8	5	1	7	0	2
合計	52	21	52	21	52	21	52	21

注 1) 各学校数は付表1・付表2に基づいて算出した。

2) 網掛けをした部分は、学校数が最も多い年と二番目に多い年を示す。

こうした傾向は、学校文書からうかがえる状況とも符号する。たとえば明治学院歴史資料館所蔵の文部省との往復文書を通覧すると、文部省通牒で神社参拝に最初に言及しているのは三七年九月二十五日の「国民精神總動員強調週間実施方ノ件」であり、「都會地ニ於テハ学生、生徒、青年團等ヲシテ神社ニ参拝後行進セシムル等挙国一体時局ニ対応スル堅忍不拔ノ信念ノ昂揚ヲ期スルコト」と記している。⁴⁷ 日中全面戦争以降に神社参拝への圧力が高まるに及んで、実際に神社参拝を行つた学校が増加したものと思われる。

表1には、参考までに学校の管理運営体制にかかる項目も記した。「財団法人設置」は経営主体の財団法人化、「日本人校長就任」は宣教師に代わって日本人が初めて校長に就任した年を示す。プロテstant系の学校の中には、外国宣教会からの「自立」としてこれらの課題を捉え、三〇年代以前に実施していた学校も多い。ただし、戦時体制の本格化に伴つて宣教会からの「自立」というよりは、管理運営体制の「日本人化」を当局から迫られることによつて、こうした課題が実現された学校も少なくなかつた。また、カトリック系は三年の「事件」以降も総じて宣教師の影響力が強く、四〇年前後に集中していることがわかる。

厳密には学則や財団法人寄附行為の改正状況なども考

慮しなくてはならないが、多くのキリスト教系学校が三〇年代から四〇年代にかけて、教育方針や管理運営体制の変質を迫られる中で、なし崩し的に神社参拝を実施したと考えられる。ただし、特定の「事件」を契機として一律に強制されたというよりも、学校ごとの対応の違いが浮かび上がるような時差をはらんでいた点は重要である。さらに、多くのプロテスタント系学校において、神社参拝の実施が三七年以降と推定できることも着目される。それは、以下に述べる台湾・朝鮮の状況と著しい対照をなすものだからである。

(二) 台湾における神社参拝問題

三三年以降、内地の状況と台湾の状況は、さらに緊密に結びつくようになつた。台南長老教中学では、三三年五月に宣教師会が、神社参拝問題に関して日本基督教聯盟と日本基督教会の公式見解を問い合わせる所感を発した。⁴⁸ 日本基督教聯盟は、六月に文部次官通牒を受け容れるという回答を寄せた。⁴⁹ 九月、宣教師会は、激論の末、神社参拝容認の方針を可決した。しかし、理事会は、神社参拝をするという結論にはいたらなかつた。理事の中にもあくまでも神社参拝を拒絶する台湾人牧師が存在したためであつた。

翌三四四年一月、台南長老教中学の神社不参拝は、社会

的「事件」とされた。台南市在住の日本人民間人が排撃運動を組織し、台北市でも在郷軍人有志が「神社参拝を忌避し国家の尊厳を冒涜する長老教中学」を「撲滅」せよという趣旨の電文を文部・拓務両大臣宛に送付した。⁵⁰ 別稿で指摘したように、台湾總督府の「御用新聞」である『台湾日日新報』は、在郷軍人の活動が活発化するに及んで、事態をいつたん鎮静化させる報道姿勢を見せた。⁵¹ しかし、四月以降、再び事態を煽る方向での報道を始めた。ただし、排撃の対象はあくまでも台湾人であり、外交問題としない配慮の滲む内容であつた。英国人宣教師の側でも、大幅な「改革」を約束することで事態の收拾を図った。すなわち、日本人の校長・理事長の採用、台灣語教授の廃止、台湾人による後援会の解散、主要な台灣人関係者の追放などを約束した。これらの項目は、台湾における神社参拝問題が、抗日運動拠点となる虞れのある空間の解体という意味を持つていたことを物語る。

台南長老教中学の問題は、カナダ長老教会の經營する淡水中学・女学院にも飛び火した。三四四年四月には文教局視学官が両校を視察、「聖書を日本語で教授すること」「できることならば神社参拝をすること」など七項目を要求、宣教師会は神社参拝以外の要求は受け容れることを決定した。⁵² 神社参拝について「できることならば」という条件を付けていることは、この時点では英國人宣

教師との正面衝突を避けようとしていたことを物語つてゐる。しかし、翌三五年になると、状況は変化していく。三五年二月には、総督府が神社への「遙拝」という言葉を学則に挿入することを求めた。当時淡水女学院院長代理だったアーガル (P.Argall) の証言によれば、女学院教頭である安藤信成は、この時、「もしもミッショングが断固とした対応をしようとするならば、唯一の方法は、この出来事を東京に持ち込み、日本の教会の支援を獲得することだと改めて説いた」⁵³。

安藤は、自らの責任で内地および朝鮮のキリスト教系学校に対して、神社参拝等に関する質問状を送付した。この時の回答の一部が、付表2に「安藤信成の調査」として示したものである。付表2には掲載していないが、朝鮮における二校の学校からも回答が寄せられている。オーストラリア長老教会系の東萊日新女学校は「私たちが祈るときには、神に対してである」と答え、米国北長老派系の崇実学校は「神社での敬礼は行つたことがない」といづれも神社参拝に否定的な回答を寄せていく⁵⁴。内地の学校と、台湾や朝鮮の学校の落差が浮き彫りになる調査結果であった。内地の学校の回答は、ほとんどすべて神社参拝容認論に傾斜しており、「断固とした対応」の可能性をむしろ掘り崩すものとなっていた。

三五年段階では、右翼団体や在郷軍人による淡水中学

排撃運動が総督府の意図を越えて展開し始めていた。淡水中学校長であるマカイ (J.R.Mackay) の証言によれば、淡水郡守である日本人が訪れ、「私たちの敵は勢力を結集しつつある。彼らによる攻撃の機先を制する最上の手段は、総督府の規定に従つて『遙拝または参拝』という言葉を便覧に入れることだ」と語つたとされる⁵⁵。ここで「私たちの敵」という言葉で示唆されているのは、国家主義団体や在郷軍人であった。暴力的な威嚇が噴出する中で、言葉巧みな懷柔が行われたわけである。結局、宣教師会は四月二日に淡水中学・女学院の学則に「遙拝」という言葉を入れることに決定した⁵⁶。

しかし、排撃運動はこれ以降むしろ活発化し、四月七日には「淡水中学撲滅政談大演説会」が開催された。おりしも、在台軍部が「スパイ」疑惑をふりかざして歐米系船舶への挑発行為を始めた時期だった。すなわち、三四四年一二月には澎湖島の馬公に避難した英國船ラングレーブルック号の船長に対し憲兵隊が過酷な取調べを行つたことが、英國政府との間の外交問題となつた。さらには、三五年四月にオランダ船ジュノー号の船長を船舶法違反という理由で起訴、現役の海軍軍人が法庭で被告を「スパイ」と断定し、外交的配慮を優先させる総督府との対立を深めた⁵⁷。すでに国際連盟も脱退していた状況下、台湾では文官の中川健蔵が総督だつたこともあつ

て、軍による「暴走」への歯止めは解体しつつあった。

淡水中学排撃運動の背後に軍の意向が存在したこと、渦中にあつた人物もよく自覚していた。アーガルは次のように述べている。⁵⁸ 「台湾は、もともと軍事政権の支配下にあつた。今日、軍部は、現在の権力者である文民総督府の穩健さや寛容さに嫌悪感を抱き、もう一度この島の支配を自らのものとするために尽力している。その攻撃のための手頃な武器が、キリスト教会である」。

結局、翌三六年八月に宣教師会は、淡水中学・女学院を台北州に委譲することを決定した。そして、同年九月には予備役の海軍大将小林躋造が総督に就任し、武官総督制度が復活することとなるのである。

(二) 朝鮮における神社参拝問題

台湾における神社参拝問題をめぐる状況は、宣教師間

のネットワークを通じて、朝鮮在住米国人宣教師にも伝えられていた。北長老派の宣教師ソルトー (T.S.Soltau) は、三五年三月にアーガルからの手紙への返信で次のように記している。「台湾においてミッショニンが直面している困難な状況は、たいへん興味深いものでした。それは、来るべき時において、私たちが何らかの形で直面しなくてはならない状況の別な兆候です」⁵⁹。

ソルトーは、自らの予感の正しさにすぐに気づくこと

になつた。三五年一〇月一日に北長老派の貞信女学校が朝鮮神宮・京城神社への参拝を求められたのである。ニューヨークの宣教会本部宛てた書簡で、ソルトーは、朝鮮でもカトリック教会とメソジスト教会が神社参拝に異論を提起しないという合意に達しているために、対応に苦慮していると報告している。その上で、前年の日本訪問時に面会したキリスト教界の代表的人物——青山学院長阿部義宗、明治学院中学部長都留仙次、明治学院總理田川大吉郎、関西学院中学部長真鍋由郎、日本聖公会松井米太郎司教など——の見解を伝えている。都留仙次は朝鮮人児童に神社参拝をさせるとしたら躊躇すると述べ、田川大吉郎は現状では命じられた通りに神社参拝をするが、法令を変える努力をすべきだと語った。しかし、神社参拝を拒絶すべきという見解は聞けなかつたとして、ソルトーは次のように記している。⁶⁰

「日本の教会によつてすでにとられた対応は、朝鮮の教会が断固とした態度をとることを、よりいつそう先鋭な問題とする役割を果たしている。政府の命令に従うことへの拒絶は、どんなものであつても、宗教的良心による躊躇として受けとめられるのではなく、政治的な反日感情によるものと解釈されることであろう。」

台湾の場合と同様、日本のキリスト教関係者の「自己規制」は、朝鮮における抵抗を困難な状況に追い込んでいた。ソルトニーはじめ北長老派の宣教師たちは、朝鮮人信徒の意向にも支えられながら、神社参拝に抵抗する方針を固めた。そうした宣教師たちと、総督府が正面衝突する契機となつたのは、一月一四日の平安南道における公私立中等学校校長会議だった。平安南道知事安武直夫は、開会に先立つて平壌神社参拝を求めたが、崇実學校長マッキューんらは拒否した。その後、安武は神社参拝をしなければ校長を罷免するという「警告書」を送付、三六年一月にマッキューんは校長を罷免された。

この時の出来事以降、北長老派をはじめ長老派系の宣教会の多くは、神社不参拝という原則を守るために朝鮮における教育事業からの撤退を決めた。宣教師の中でも

この点に関する意見は分かれ、宣教師と朝鮮人信徒の間にも鋭い亀裂が生じた。結果として、多くの学校が閉鎖されるか、朝鮮人経営の学校として性格を変えつつ存続することになった。存続した学校が、神社参拝を求められたことは言うまでもない。そのプロセスに関しては、すでに澤正彦らの詳細な研究が明らかにしているので、立ち入らない⁶⁰。ここでは朝鮮と台湾の連鎖構造にかかる事実として、神社参拝に関する正面衝突の契機を作り出した人物が、安武直夫であることに着目しておきた

い。安武は、三二年三月に台湾総督府文教局長に就任、三五年四月に平安南道知事に異動した。こうした安武の経歴および平壌の在郷軍人とのかかわりについて、ソルトニーは次のように記している⁶¹。

「平壌の新しい知事は、最近台湾から異動した人物である。台湾において、彼は、ミッションとキリスト教系学校に対して同様の政策を強いることに大きな成功を収めた。この問題をさらに困難にしているのは、平壌における膨大な数の軍隊と愛国的な在郷軍人の存在である。彼らは、たとえ学校の廃校に帰結するとしても、（神社参拝を強いる）〔引用者注〕政策が実行されることを確認するために、官僚たちに大きな圧力をかけ続けている。」

ソルトニーは、安武が台湾での「経験」を朝鮮に生かそうとしていること、また軍と在郷軍人が安武ら官僚に圧力を加えていることを指摘しているわけである。ソウル駐在英國領事フィップス（G.H.Phipps）も同様の觀察を示し、「安武は、破局的な事態を生み出し、あとはどうともなれ式に放り出すように、軍によつて扇動されていたと言われている」と報告している⁶²。これらの觀察に示されているように、安武は、三二年の時点では「不発」

に終わった在郷軍人の意向を噴出させるための窓口の役割を果たしたことになる。台湾における神社参拝問題が、朝鮮における出来事を誘発するための導火線となつたと評することも可能であろう。

もちろん、すべてを軍の意向に帰せるわけではない。日本人キリスト教徒が、一面では軍の意向に怯えつつ、他面で朝鮮における神社参拝の実施に協力した事実も、指摘しておかねばならない。たとえば、日本基督教連盟総幹事である海老沢亮は、国際宣教協議会幹事であるウォーン・シュイス (A. Warnshuis) に対しても書簡を送り、平壤での出来事について次のように記している。⁴⁸⁾

「私たちは、私たちとは異なる伝統を持つ朝鮮人に対して、知事の一人が神社参拝を強いたことが懸念な措置であつたかどうか、疑いを持つてゐる。しかし、あなた方が移民をアメリカ人化しようとしていると同様に、知事たちは朝鮮人を日本人化しようと努力しているのだということをあなた方は認める必要がある。」

まとめに代えて

神社参拝問題を通じてキリスト教系学校の変質・解体への圧力が格段に高まつた時期をきわめて単純化した形で整理すると、次のようになる。

内地のカトリック系学校（一九三二年）
→台湾のプロテスタント系学校（一九三四～三五年）
→朝鮮のプロテスターント系学校（一九三五～三六年）
内地のプロテスターント系学校（一九三七～三八年）

朝鮮人の「日本人化」は当然とみなす海老沢は、神社において「愛国心と忠誠」を表す意義を「宗教的意義」と二者択一的なものとみなす判断を前提とした上で、朝鮮人も「愛国心と忠誠」を示すべきと主張しているわけ

である。海老沢は、「愛国心と忠誠」は政治的領域に属すことであり、彼の信じるキリスト教とは無縁なものと考えたのである。米国人宣教師の中にも、こうした考えに共鳴する傾向は存在した。先のソルトニーの見解にしても、本来は「宗教的良心による躊躇」による拒絶が「政治的な反日感情」による反抗と「誤解」されることへの懸念を表明したものと言える。「政治的な反日感情」を何等かの形で表明することが文字通り命がけたらざるをえない状況で、「誤解」への懸念は当然とも言える。しかし、はたして朝鮮人の信徒にとつて「宗教的良心による躊躇」と「政治的な反日感情」を明確に区別することは可能だったのだろうか。その結論はにわかには出しえないが、同じキリスト教徒とはいっても、大きな意識の断層があつたことは確かであろう。

いづれの場合も圧力の発信源となつたのが軍部であることはほぼ確実である。ただし、軍部の内実は官僚機構としての陸軍省である場合も、個々の在郷軍人や現役軍人である場合もあり、軍の中の特定の主体が右の順序を意図的に計画したとは考えられない。しかし、この順序はまったく偶然というわけでもなく、国際的状況（特に英米との外交関係）と国内的状況（文部省・総督府のよくな行政機構と軍の力関係、台湾・朝鮮の抗日運動をめぐる状況）が交錯する地点で、一定の蓋然性をもつて成立したものと考えられる。

軍によるキリスト教系学校の排撃意図は必ずしも明白な形では表明されていない。しかし、奄美大島や台湾での出来事にかかわって表出された「スパイ」疑惑と関連づけて理解することができる。すなわち、キリスト教系学校は、人的・精神的な欧米とのつながりゆえに、「スパイ」疑惑をかけられやすい状況にあつた。特に外国人宣教師の影響力が強いカトリック教会はそうだつた。さらには、台湾・朝鮮の学校は、抗日運動との関係を含めて、二重の意味で猜疑の対象とされる傾向があつた。内地のプロテスタント系学校がほとんど「自己規制」に委ねられたのと対照的に、台湾・朝鮮で激しい形で神社参拝問題が噴出した理由もこの点にあると考えられる。ただし、この場合の「スパイ」疑惑はたぶんにイメージの次元の

ことがらである。実際に「スパイ」を摘發するというよりも、一切の曖昧さを許さず人々を「敵か味方か」に二分する思考法を蔓延させつつ、軍が政治的イニシアティブを握るためのスケープゴートとしてキリスト教系学校を利用した側面もあるだろう。

次に、朝鮮よりも早く台湾で神社参拝問題が「事件」とされた理由に関しては、二つのことが考えられる。第一に、台湾では朝鮮ほどキリスト教が深く浸透していないかったために、総督府としても強硬な姿勢をとりやすい状況にあつたことである。私立中学校としての認定の条件として神社参拝を求めるという破格な要求は、そのことを表している。在郷軍人らによる暴力的威嚇は、一面で総督府の「穩健」な手法と対立しつつも、他面でこの破格な要求の延長線上に展開されたものだつた。第二に、総督府と軍の力関係が影響していると思われる。英米の外交官は、直接的な政治介入こそしなかつたものの、多大な関心をもつてキリスト教系学校をめぐる動向をフォローしていた。総督府にとって、あからさまな弾圧は外交的なリスクが高いと判断せざるをえない状況にあつた。しかし、台湾の場合、「南進論」を主張していた在台軍部の動向を総督府がほとんど制御できない状態になつていた。英米プロテスタント系学校に対する排撃運動を抑止する範^{たが}はまず台湾で外され、次いで安武直夫の

ような人物を介して朝鮮に波及したといえる。

右のような一連の事態の展開の中で、三二年九月の文部次官通牒と、これに藉口したカトリック教会の妥協が重要な先例としての意味を持つたことも強調しておきた。玉虫色の文部次官通牒は、一面では神社参拝を積極的に推進しようとする側から不徹底を批判されながらも、他面で神社参拝にかかる「規範」としての働きをすることになった。実際、内地のプロテスチアント教会の代表的指導者たちの多くも、これを契機として神社参拝を容認論に転じた。しかも、グルー駐日米国大使のような外交官も、文部次官通牒を十分な「解決」とみなした。これらのことから、台湾人・朝鮮人のキリスト教徒の抵抗の基盤を掘り崩し、孤立無援とも言うべき状況の中に置くことになった。この点で、内地のキリスト教関係者は、必ずしも自らそれと意識しない場合でも、植民地の人々を抑圧する連鎖構造の中に組み込まれていたと言える。

ここで改めて俎上に載せるべき問題は、「愛國心と敬礼」を表す意義と「宗教的意義」は截然と区別すべきであり、また区別することが可能であるという思考である。こうした思考は、「宗教的信念」に属する領域を一面で「純化」しつつ狭隘なものとしていく一方、「愛國心」という言葉で表現される政治的領域での無原則的な妥協を促進するものとなる。しかし、神社参拝という装置が破

壊的な効果をふるつたのは、両者がまさに重なる領域を効果的に構成していたからではないのか。台湾人や朝鮮人の多くが抵抗したのは、この重なり合う領域——しばしば「国民宗教（市民宗教）」という言葉で表現される領域⁶⁵——の暴力性を鋭く感じとっていたのではないか。本稿では、こうした問題について深く立ち入ることができなかつたが、今後の課題として提起しておきたい。

神社参拝問題の全体像の素描をするという意図を掲げたにもかかわらず、本稿で論じ残した問題は多い。一つは、聖公会・長老教会・メソジストといった教派の違いや、学校の立地条件の違いが、神社参拝問題をめぐる対応の違いにどのような影響を与えたのか、という問題である。たとえば、台北市に位置するカトリック系の静修女学校が排撃運動を免れる一方、軍事上の要地に位置する淡水女学院が排撃の対象とされたことにも、立地上の条件が影響しているのではないか。今後、検討したい。第二に、外交文書に関して、本稿では米国国務省文書の一部を紹介するにとどまつたが、機会を改めて外交ルートを通じた情報の内容、外交官と宣教師の関係についてさらに詳細に論じたい。特に日本聖公会は、キリスト教界のネットワークと外交上のネットワークの接点に位置する教派として着目する必要があると思われる。

注

1 たとえば、一九二〇年代に朝鮮の江景公立普通学校の生徒が神社参拝を拒否したことを探りとして退校処分にされている

（富坂キリスト教センター編『日韓キリスト教関係史資料Ⅱ』新教出版社、一九九五年、四四三頁）。

2 丸山真男『増補版 現代政治の思想と行動』（未来社、一九九六年）三二頁。

3 須崎慎一『日本ファシズムとその時代』（大月書店、一九九八年）一八六頁。

4 概説的研究として土肥昭夫『日本プロテスタント・キリスト教史』（新教出版社、一九八〇年）、個別の研究として、高道基『同志社の抵抗』（同志社大学人文科学研究所編『戦時下抵抗の研究II（新装版）』（みすず書房、一九七八年）、米田俊彦『私立専門学校への「御真影」下付と学則改正』（久保義三編著『天皇制と教育』三一書房、一九九一年）、大島宏『基督教主義』から『皇国の道』へ』（立教学院史研究』第二号、二〇〇四年）などを参照。

5 金城女子専門学校の事例に即して神社参拝にいたる経緯を密に検討した研究として、真山光彌『愛知のキリスト教』（新教出版社、一九九二年）がある。

6 韓哲暉『日本の朝鮮支配と宗教政策』（未來社、一九八八年）、蔵田雅彦『天皇制と韓国キリスト教』（新教出版社、一九九一年）、韓国基督教歴史研究所（韓哲暉・蔵田雅彦訳）『韓国キリ

スト教の受難と抵抗』（新教出版社、一九九五年）などを参照。

7 拙稿『台南長老教中学神社参拝問題—踏絵的な権力の様式—』（思想）第九一五号、二〇〇〇年九月）。

8 文部次官発天主教会大司教アレキシス・シャンボン宛「天主公教徒タル学生生徒児童ノ神社参拝ニ闕スル件」（学校教練自昭和七年二月至昭和二五年七月）第二冊（国立公文書館所蔵）。起案は九月二十四日、決定と発送は九月三〇日。「秘」の印あり。

9 西山俊彦『カトリック教会の戦争責任』（サンパウロ、二〇〇〇年）四八頁。

10 「丹羽孝三幹事の手記」（上智大学史資料編纂委員会『上智大学史資料集』第3集、一九八五年）一一頁。

11 「配属将校を迎へたる上智大学」四頁、上智大学聖三木文庫所蔵。発行年月は不詳だが、「本年一月十一日」に配属将校を迎えたという記述があることから、三四年初頭と推定できる。

12 陸軍次官柳川平助発文部次官栗屋謙宛「陸軍現役将校学校配属停止ニ関スル件照会」一九三三年九月十五日（前掲『学校教練』第二冊）。

13 記念誌等編纂委員会『暁星百年史』（一九八九年）一二六頁、橋本国廣編『海星八十五年』（一九八八年）一八〇頁。

14 前掲『海星八十五年』一八四頁。同書では「第二十六聯隊」と記しているが、これは誤記と思われる。

- 15 長崎県知事鈴木信太郎発内務大臣山本達雄・外務大臣内田康哉・文部大臣鳩山一郎・警視総監藤沼庄平・山口九州各県長官宛「海星中学配属将校撤去問題ニ対スル神武会長嶮支部ノ策動ニ関スル件」一九三二年一〇月一〇日（前掲『学校教諭』第二冊）。
- 16 なお、三二年当時カトリック系中学校としては海星・曉星のほかに南山中学校が存在したが、三二年一月に設立されたばかりだつたためどう、南山中学校は将校配属停止を免れている。
- 17 田代菊雄「天皇制国家主義教育とカトリック学校（一）」（『ノートルダム清心女子大学キリスト教文化研究所年報』第一号、一九九一年三月）。
- 18 前掲須崎「日本ファシズムとその時代」第三章四、平山久美子「昭和前期・鹿児島のカトリック高等女学校压迫問題の研究（一）」（『鹿児島純心女子短期大学研究紀要』第二三号、一九九三年一月）はか平山による連の研究を参照。
- 19 「読売新聞」一九三二年一〇月一四日付。
- 20 鹿児島教区長エジト・ロアが三四年九月に山下奉文少将に提出した書簡による。『本邦ニ於ケル宗教及布教關係雑件 奄美大島ニ於ケル加特利教圧迫問題』（外務省外交史料館所蔵）。
- 21 「カトリック学校生徒の神社参拝拒否問題」『國學院雑誌』一九三二年一月号。
- 22 「聲」一九三二年五月号。『國學院雑誌』一九三二年一二月号。
- 23 『國學院雑誌』一九三二年一月号。
- 24 『平安女学院百年のあゆみ』（一九七五年）九一頁。
- 25 貫民之助「神社参拝の問題に就て」『基督教週報』第六五卷第八号（一九三二年一〇月一八日）。
- 26 『平安南道の教育と宗教』（一九三二年）六七・六八頁。
- 27 『京城日報』一九三二年九月一八日付夕刊。
- 28 『朝鮮イエス教長老会第二回総会録』一九三二年九月（前掲『日韓キリスト教関係史資料Ⅱ』四五八頁）。朝鮮耶穌教長老会の動向に関しては、井田泉「朝鮮耶穌教長老会総会録に見る神社参拝問題」（『キリスト教学』第三三三号、一九九一年一二月）で詳細に分析されている。
- 29 山口公一「植民地朝鮮における神社政策」一九三〇年代を中心について」（『歴史評論』第六三五号、一九三〇年三月）を参照。
- 30 『朝鮮朝日（西北版）』一九三二年一月八日付。なお、「朝鮮朝日」は、慰靈祭不参加問題について「一月一七日と一月一〇日に報道しているだけであり、『大阪毎日（朝鮮版）』とは顕著な対照を見せており。
- 31 白井勝美「外務省人と機構」（細谷千博・斎藤真・今井清一・蠟山道雄編『日米関係史』（一）、東京大学出版会、一九七一年）一三七・一三九頁。堀眞清編『宇垣一成とその時代』（新評論、一九九九年）も参照。
- 32 Davis to Grew, November 25, 1932, State Department Archives, Central Decimal Files (hereafter SDA), 395.1163/9.

- 33 Grew to the Secretary of State, December 1, 1932, SDA
395.1163/8.
- 34 Grew to Davis, November 28, 1932, in Paul Kesaris ed.,
Confidential U.S. Diplomatic Post Records, Japan, 1930-1941, Part 3, Microfilm Section A, Reel 6.
- 35 Reitsneider to Wood, December 12, 1936, Japan Records,
Archives of the Episcopal Church, RG71, Roll 30. 両資料の閲覧
にあたっては、日本聖公会文書保管委員会謹山禎一郎氏に便宜
をはかりてもらなった。記して謝意を表したい。なお、ケ
ルーの経歴に関しては、ウォルム・H・ハイニンクス（麻田
貞雄訳）『日米外交とグルー』（原書房、一九六九年）を参照。
- 36 Grew to the Secretary of State, October 4, 1933,
SDA 395.1163/14.
- 37 朝鮮總督府學務課『朝鮮學事例規 全(1)』(一九三一
八年)八六五～八六六頁。
- 38 台湾教育会編纂『台灣學事法規』(帝国地方行政學會台灣出
張所、一九四二年)七〇六頁。
- 39 『台南新報』三四四年三月三日付。
- 40 「信教の自由と神社參拝問題」『敬慎』第七卷第一号(一九
三一年一月)。
- 41 陸軍の派閥に関しては、今西英造『昭和陸軍派閥抗争史』
(伝統と現代社、一九八三年)を参照。
- 42 美濃ミッション『神社參拝拒否事件記録 復刻版』(一九九
〇年)一〇七頁。
- 43 田川大吉郎の経歴に関しては、遠藤興一『田川大吉郎』(大
空社、一九九八年)を参照。
- 44 日本基督教団宣教研究所教団史料編纂室『日本基督教団史資
料集』第一巻(日本基督教団出版局、一九九七年)、一七九頁。
- 45 「神社參拝問題に就て」『聯盟時報』第一一一三号(一九三一
年九月)。「亮」という署名があるので、聯盟總幹事海老沢亮に
よるものと思われる。
この事実は、山田昭次「立教學院戰爭責任論覽書」(『立教學
院史研究』創刊号、一九三〇年)において明らかにされた」と
がらである。
- 46 文部次官兼明治學院長宛「國民精神總動員強調週間實施方
案」一九三七年九月二十五日、明治學院歴史資料館所蔵。本資料
の閲覧にあたり、明治學院歴史資料館の原豊氏に便宜をはかつ
ていただいた。記して謝意を表したい。
- 47 Minutes of South Formosan Mission Council, September 19,
1933, APCE, Microfiche No.19. なお、日本基督教団の回答の内
容は不詳だが、一九三一年の大会記録には「台南アーレスビテリア
ハ・ミッショナリより試問書を受理したるを以て、これを教育局
に移牒し、その回答を求め、これをお方に通告したり」と記さ

- れでる（〔第四十七回日本基督教会大会記録〕一九三三八年、一八頁）。
- 50 『台南新報』一九三四年三月八日付。
- 51 描稿「一九三〇年代台湾におけるマッハ・スクール排撃運動」（岩波講座 近代日本の文化史七 総力戦下の知と制度）
（岩波書店、一九〇〇一年九月）。
- 52 Minutes of North Formosan Mission Council, May 21, 1934, Archives of Presbyterian Church in Canada (hereafter APCC) 101-D-2.
- 53 Historical Statement of events in connection with the 'Shrine question' as it concerns the Tamsui Girls School, APCC 1988-1003-63-24.
- 54 ibid.
- 55 Statement by Jean Ross MacKay on the "Shrine Question", written June 27, 1935, APCC 1988-1003-63-24.
- 56 Minutes of North Formosan Mission Council, April 2, 1934, APCC 101-D-2.
- 57 フォーマル事件に関する、近藤正口『総力戦と台禪』（刀水書房、一九九六年）を参照。
- 58 注53に同じ。
- 59 注53に同じ。一九三五年三月11日付のフルマーからの書簡の抜粋。
- 60 J. S. Soltau, Notes on the Shrine Problem, October 6, 1935.

Archives of Presbyterian Church in USA (hereafter APCUSA) 140-12-14.

61 澤正彦『未完 朝鮮キリスト教史』（日本基督教団出版局、一九九一年）李省展「植民地朝鮮における神社参拝の強要と"マッハ・スクール"」（恵泉女子学園短期大学英文学科「研究紀要」第111号、一九九九年）。

62 Soltau to McAfee, January 25, 1936, APCUSA 140-12-15.

63 From Tokyo Chancery to Far Eastern Department, February 26, 1937, FO371/21043

64 Ebisawa to Warnshuis, March 2, 1936, APCUSA 140-12-16.

65 子安宣邦は、「Globeが領域を「国家の宗教性、祭祀性」として概念づけた上位、対外戦争を行なう近代国家に普遍的な問題として捉えてくる（『國家と祭祀』青土社、一九〇〇四年）。

〔附記〕本稿を草するにあたり、台湾の状況と内地・朝鮮の状況の関連を考察する必要を指摘してくださった故久木幸男先生、また、教育史学会大会での報告の際に示唆に富む質問をしてくださいと共に『立教学院史研究』への発表の機会を与えてくれた寺崎昌男先生に謝意を捧げた。

校に類する各種学校を含む) の概要 [暫定版]

革 設立認可	財団法人設置	初代日本人校長 就任年	名前	御真影下賜	学校沿革史
	1905年3月1日	1912年11月26日	熊野雄七	1938年10月26日	明治学院百年史 (1977)
1943年4月1日	1929年8月31日	1901年4月	笹尾余太郎	1935年10月21日	東北学院百年史 (1989)
	1933年6月12日	1890年9月	矢島楫子		女子学院の歴史 (1985)
	1932年10月3日	1936年4月8日	笹尾余太郎	1942年4月23日	横浜共立学園120年の歩み (1991)
	1939年5月5日	1940年10月	都留仙次	1941年10月28日	フェリス女学院100年史 (1970)
	1927年3月8日	1889年11月	児島亀士	1938年10月26日	金城学院百年史 (1996)
	1937年1月12日	1885年9月9日	青木伸英	1937年12月17日	北陸学院百年史 (1990)
1944年3月31日	1938年4月7日	1925年4月1日	森田金之助		大阪女学院100周年記念誌 (1984)
	1941年1月1日	1914年1月1日	広津藤吉	1935年4月20日*	梅光女学院五十年史 (1963)
1943年4月1日	1941年2月14日	1941年10月31日	西山貞	1942年4月23日	天にみ栄え : 宮城学院の百年 (1987)
1943年4月1日	1941年3月20日	1894年4月	島田操	1941年4月24日	北星学園百年史 (1990)
1943年4月1日	1900年4月2日	1900年4月1日	西原清東	1935年12月19日	同志社百年史 (1979)
	1913年2月5日	1888年6月21日	不破唯次郎		共愛学園百年のあゆみ (1988)
1945年4月1日	1900年4月2日	1876年12月1日	新島襄	1935年12月19日	同志社百年史 (1979)
1913年1月22日	1899年12月12日	1879年8月12日	田村初太郎	1936年2月4日	梅花学園百十年史 (1988)
	1926年12月17日	1919年9月	川崎市藏	1937年12月17日	神戸女学院百年史 総説 (1976)
1932年2月10日	1935年5月1日	1886年9月16日	二宮邦次郎	1938年4月21日	松山東雲学園百年史 通史編 (1994)
1921年3月10日	1929年2月13日	1889年11月2日	海老名彌正		七十五年の回顧 (1963)
	1906年12月17日	1907年	石坂正信	1937年10月25日	青山学院九十年史 (1965)
	1931年9月17日	1911年3月10日	吉岡美國	1937年2月2日	関西学院百年史 通史編 I (1997)
1944年1月7日	1925年9月	1906年4月1日	笹森卯一郎	1932年12月20日	鎮西学院九十年史 (1973)
1942年1月1日	1922年8月15日	1872年11月27日	兼松成言	1938年2月3日	東奥義塾の歴史 (2002)
	1927年4月1日	1940年10月	倉永久		青山学院九十年史 (1965)
1944年3月31日	1934年5月21日	1938年1月10日	小野直一	1939年2月2日	東洋英和女学院百年史 (1984)
1941年2月17日	1937年6月16日	1938年5月26日	室田有	1940年4月23日	静岡英和女学院百年史 (1990)
1943年4月1日	1939年3月8日	1939年5月26日	雨宮敬作	1941年4月24日	山梨英和学院八十年史 (1969)、 山梨英和100年 (1989)
1943年4月1日	1906年8月7日	1920年4月	児玉弥三郎	1936年12月21日	広島女学院百年史 (1991)
	1942年2月15日	1889年9月	峰タツ	1942年2月6日	福岡女学院百年史 (1987)
1944年2月5日	1918年7月	1940年3月12日	岡部珪蔵	1937年4月21日	活水学院百年史 (1980)
	1937年11月29日	1930年9月10日	中川まさご	1940年2月6日	弘前学院百年史 (1990)
	1933年11月15日	1935年4月4日	小畠信愛	1944年4月21日	遺愛百年史 (1987)

付表1 内地におけるキリスト教系中学校・高等女学校（中学校・高等女学

No	1935年現在の概況			教 派			沿	
	学校名称	所在地	学校種別	所属教会	関係ミッション	国	創立年	専検指定
1 明治学院中学部	東京府東京市	中学校（各種学校）	日本基督教會	北長老派+オランダ改革派教会	米	1890年	1903年5月6日	
2 東北学院中学部	宮城県仙台市	中学校（各種学校）	日本基督教會	ドイツ改革派教会	米	1895年	1903年6月16日	
3 女子学院	東京府東京市	高等女学校（各種学校）	日本基督教會	北長老派	米	1876年	1917年2月20日	
4 共立女学校	神奈川県横浜市	高等女学校（各種学校）	日本基督教會	婦人一致外国伝道協会	米	1871年	1928年4月10日	
5 フェリスと英女学校	神奈川県横浜市	高等女学校（各種学校）	日本基督教會	オランダ改革派教会	米	1870年	1927年7月6日	
6 金城女子専門学校附属高等女学校部	愛知県名古屋市	高等女学校（各種学校）	日本基督教會	南長老派	米	1889年	1915年3月6日	
7 北陸女学校	石川県金沢市	高等女学校（各種学校）	日本基督教會	北長老派	米	1885年	1913年1月27日	
8 ウイルミナ女学校	大阪府大阪市	高等女学校（各種学校）	日本基督教會	カンバランド派→北長老派	米	1899年	1912年3月29日	
9 下関梅光女学院	山口県下関市	高等女学校（各種学校）	日本基督教會	北長老派+オランダ改革派教会	米	1914年	1915年3月6日	
10 宮城女子学校高等女学部	宮城県仙台市	高等女学校（各種学校）	日本基督教會	ドイツ改革派教会	米	1886年	1910年12月21日	
11 北星女学校	北海道札幌市	高等女学校（各種学校）	日本基督教會	北長老派	米	1887年	1919年4月19日	
12 志同社中学	京都府京都市	中学校（各種学校）	日本組合基督教会	アメリカン・ボード	米	1900年	1903年6月16日	
13 共愛女学校	群馬県前橋市	高等女学校（各種学校）	日本組合基督教会	アメリカン・ボード	米	1888年	1925年4月25日	
14 志同社高等女学部	京都府京都市	高等女学校（各種学校）	日本組合基督教会	アメリカン・ボード	米	1875年	1911年5月3日	
15 梅花高等女学校	大阪府豊中村	高等女学校	日本組合基督教会	アメリカン・ボード	米	1878年		
16 神戸女学院高等女学部	兵庫県西宮市	高等女学校（各種学校）	日本組合基督教会	アメリカン・ボード	米	1875年	1909年10月8日	
17 松山東雲高等女学校	愛媛県松山市	高等女学校	日本組合基督教会	アメリカン・ボード	米	1886年	1925年7月22日	
18 大江高等女学校	熊本県熊本市	高等女学校	日本組合基督教会			1889年		
19 青山学院中学部	東京府東京市	中学校（各種学校）	日本メソジスト教会	メソジスト監督教会	米	1883年	1903年5月6日	
20 関西学院中学部	兵庫県西宮市	中学校（各種学校）	日本メソジスト教会	南メソジスト監督教会+カナダ・メソジスト教会	米+英(加)	1889年	1909年8月6日	
21 鎮西学院	長崎県長崎市	中学校（各種学校）	日本メソジスト教会	メソジスト監督教会	米	1881年	1908年4月8日	
22 東奥義塾	青森県弘前市	中学校（各種学校）	日本メソジスト教会	メソジスト監督教会	米	1872年	1925年11月18日	
23 青山学院高等女学部	東京府東京市	高等女学校（各種学校）	日本メソジスト教会	メソジスト監督教会	米	1874年	1908年5月12日	
24 東洋英和女学校高等女学科	東京府東京市	高等女学校（各種学校）	日本メソジスト教会	カナダ・メソジスト教会	英(加)	1884年	1918年3月19日	
25 静岡英和女学校	静岡県静岡市	高等女学校（各種学校）	日本メソジスト教会	カナダ・メソジスト教会	英(加)	1887年	1913年12月24日	
26 山梨英和女学校	山梨県甲府市	高等女学校（各種学校）	日本メソジスト教会	カナダ・メソジスト教会	英(加)	1889年	1919年11月1日	
27 広島女学院高等女学部	広島県広島市	高等女学校（各種学校）	日本メソジスト教会	南メソジスト監督教会	米	1886年	1910年2月9日	
28 福岡女学校	福岡県福岡市	高等女学校（各種学校）	日本メソジスト教会	メソジスト監督教会	米	1885年	1918年3月8日	
29 活水女学校高等女学部	長崎県長崎市	高等女学校（各種学校）	日本メソジスト教会	メソジスト監督教会	米	1879年	1912年3月29日	
30 弘前女学校	青森県弘前市	高等女学校（各種学校）	日本メソジスト教会	メソジスト監督教会	米	1886年	1917年3月29日	
31 遺愛女学校	北海道函館市	高等女学校（各種学校）	日本メソジスト教会	メソジスト監督教会	米	1882年	1917年4月5日	

革		初代日本人校長		御真影下賜	学校沿革史
設立認可	財団法人設置	就任年	名前		
1898年4月2日	1931年8月7日	1897年9月	左乙女豊秋	1938年10月26日	立教学院百二十五年史 資料編第一巻 (1996)
1902年1月15日	1933年3月31日	1907年12月19日	浅野勇	1915年12月28日	桃山学院百年史 (1987)
1908年4月16日	1938年7月29日	1891年9月	清水友輔	1944年4月21日	立教女学院百年小史 (1977)
1945年2月11日	1930年5月	1887年11月	今井寿道		香蘭女学校100年のあゆみ (1988)
1915年3月9日	1941年2月8日	1891年5月	沢村繁太郎	1936年10月26日	平安女学院100年のあゆみ (1975)
1929年3月30日	1934年6月	1927年3月15日	小泉秀	1938年10月26日	写真で見るブール学院の110年 (1990)
1915年3月16日	1922年3月23日	1921年6月22日	浅野勇	1941年10月28日	松蔭女子学院百年史 (1992)
	1927年6月3日	1919年1月25日	坂田祐	1937年4月21日	関東学院百年史 (1984)
	1921年2月17日	1916年2月15日	條猪之彦	1937年4月21日	西南学院七十年史 (1986)
	1943年3月17日	1929年5月	高垣勘次郎	1940年10月25日	搜真女学校九十年史 (1977)
1944年3月4日	1943年1月	1931年9月	山本憲美	1942年10月23日	日ノ本75年史 (1968)
	1938年4月6日	1934年6月	原松太	1941年2月7日	西南女学院七十年史 (1994)
1943年4月1日	1942年7月	1926年2月	川口卯吉	1940年4月23日	尚絅女学院一〇〇年史 (2002)
1943年4月1日	1916年5月5日	1911年3月18日	遠山参良	1932年12月20日	九州学院七十年史 (1981)
1943年4月1日	1941年11月13日	1941年2月1日	江藤精一	1938年12月20日	九州女学院の50年 (1976)
1906年9月13日	1938年8月5日	1898年4月1日	丸山懸	1929年11月29日*	名古屋学院百年史 (1987)
	1939年3月	1938年9月	大竹清	1941年4月24日	成美学園百年史 (1980)
[不詳]	1887年12月14日	海部忠藏			普通土学園百年史 (1987)
1906年4月1日	1921年	1906年4月6日	石川角次郎	1940年10月25日	聖学院八十年史 (1986)
	1936年12月14日	1924年3月26日	平井庸吉	1943年12月17日	女子聖学院五十年史 (1956)
	1934年9月29日	1929年3月11日	河井道予		恵泉女学園六十年の歩み (1989)
1899年10月13日	[不詳]	1939年4月13日	久松和太右衛門	1938年1月28日*	曉星百年史 (1989)
1911年3月30日	1943年11月10日	1938年8月27日	川上延一郎	1915年10月26日	海星八十五年 (1978)
1909年3月19日	1906年3月19日	1941年1月23日	高嶺信子		雙葉学園八十年の歩み (1989)
1912年3月7日	1906年3月24日	1940年12月24日	熊田薰子	1928年8月24日*	静岡雙葉学園八十周年記念誌 (1983)
1932年12月28日	1906年3月8日	1940年10月22日	荻島みさ		横浜雙葉学園八十周年記念誌 (1980)
1907年3月8日	1941年3月4日	1893年4月	芳賀俊吾	1938年2月3日	仙台白百合学園100年のあゆみ (1993)
1910年3月11日	1941年3月4日	1940年9月	山本ムメ	1935年10月21日	白百合学園創立百周年記念誌 (1982)
1911年3月9日	1941年3月4日	1892年9月17日	村木經勁	1936年4月24日	盛岡白百合学園創立百周年記念誌 (1992)
1921年3月24日	1941年3月4日	1910年12月13日	小野元莊		八代白百合学園創立七十五周年記念誌 (1984)
1929年2月26日	1941年3月4日	1940年12月27日	深井ツヨ	1941年4月24日	百周年記念誌 蘭館白百合学園 (1978)
1908年4月7日	1941年5月30日	1940年12月4日	田川シズ	1940年12月21日	信愛百年：遙かなる光への道 (1984)
1922年2月18日	1936年12月19日	1909年11月22日	辻村寛堯	1943年10月23日	熊本信愛女学院 七十年のあゆみ (1972)

No	1935年現在の概況			教 派			沿	
	学校名称	所在地	学校種別	所属教会	関係ミッション	国	創立年	専検指定
32	立教中学校	東京府東京市	中学校	日本聖公会	米国聖公会	米	1896年	
33	桃山中学校	大阪府大阪市	中学校	日本聖公会	英國聖公会	英	1890年	
34	立教高等女学校	東京府東京市	高等女学校	日本聖公会	米国聖公会	米	1877年	
35	香蘭女学校	東京府東京市	高等女学校 (各種学校)	日本聖公会	聖ヒルダ伝道團	英	1887年	1917年3月6日
36	平安高等女学校	京都府京都市	高等女学校	日本聖公会	米国聖公会	米	1875年	1909年9月18日
37	ブール高等女学校	大阪府大阪市	高等女学校	日本聖公会	英國聖公会	英	1890年	1909年4月8日
38	松蔭高等女学校	兵庫県神戸市	高等女学校	日本聖公会	英國福音伝道協会	英	1892年	1911年5月3日
39	関東学院中学部	神奈川県横浜市	中学校 (各種学校)	日本バプテスト教会	北バプテスト教会	米	1919年	1922年4月4日
40	西南学院中学部	福岡県福岡市	中学校 (各種学校)	日本バプテスト教会	南バプテスト教会	米	1916年	1920年3月29日
41	搜真女学校	神奈川県横浜市	高等女学校 (各種学校)	日本バプテスト教会	北バプテスト教会	米	1886年	1913年1月14日
42	日ノ本女学校	兵庫県姫路市	高等女学校 (各種学校)	日本バプテスト教会	北バプテスト教会	米	1895年	1918年2月12日
43	西南女学院	福岡県小倉市	高等女学校 (各種学校)	日本バプテスト教会	南バプテスト教会	米	1922年	1927年3月15日
44	尚絅女学校	宮城県仙台市	高等女学校 (各種学校)	日本バプテスト教会	北バプテスト教会	米	1899年	1910年1月7日
45	九州学院	熊本県熊本市	中学校 (各種学校)	日本福音ルーテル教会	アメリカ福音ルーテル教会	米	1910年	1915年11月29日
46	九州女学院	熊本県熊本市	高等女学校 (各種学校)	日本福音ルーテル教会	アメリカ福音ルーテル教会	米	1926年	1928年10月3日
47	名古屋中学校	愛知県名古屋市	中学校	日本美普教会	メソジスト・プロテスタント教会	米	1887年	
48	横浜英和女学校高等女学部	神奈川県横浜市	高等女学校 (各種学校)	日本美普教会	メソジスト・プロテスタント教会	米	1880年	1913年4月28日
49	普連土女学校	東京府東京市	高等女学校 (各種学校)	基督友会	フィラデルフィア・フレンド伝道局	米	1887年	1912年3月19日
50	聖学院中学校	東京府東京市	中学校	基督教会	ディサイブルス派	米	1906年	
51	女子聖学院	東京府東京市	高等女学校 (各種学校)	基督教会	ディサイブルス派	米	1908年	1912年8月14日
52	恵泉女学園	東京府東京市	高等女学校 (各種学校)					1929年
53	暁星中学校	東京府東京市	中学校	カトリック教会	マリア会	仏	1888年	
54	海星中学校	長崎県長崎市	中学校	カトリック教会	マリア会	仏	1892年	
55	雙葉高等女学校	東京府東京市	高等女学校	カトリック教会	サン・モール会	仏	1887年	
56	不二高等女学校	静岡県静岡市	高等女学校	カトリック教会	サン・モール会	仏	1903年	
57	横浜紅蘭高等女学校	神奈川県横浜市	高等女学校	カトリック教会	サン・モール会	仏	1899年	1927年7月6日
58	仙台高等女学校	宮城県仙台市	高等女学校	カトリック教会	シャルトル聖バウロ修道女会	仏	1893年	
59	白百合高等女学校	東京府東京市	高等女学校	カトリック教会	シャルトル聖バウロ修道女会	仏	1884年	
60	東北高等女学校	岩手県盛岡市	高等女学校	カトリック教会	シャルトル聖バウロ修道女会	仏	1892年	
61	八代成美高等女学校	熊本県八代町	高等女学校	カトリック教会	シャルトル聖バウロ修道女会	仏	1901年	
62	聖保禄高等女学校	北海道函館市	高等女学校	カトリック教会	シャルトル聖バウロ修道女会	仏	1886年	
63	大阪信愛高等女学校	大阪府大阪市	高等女学校	カトリック教会	幼きイエズス会	仏	1884年	
64	上林高等女学校	熊本県熊本市	高等女学校	カトリック教会	幼きイエズス会	仏	1900年	

革		初代日本人校長		御真影下賜	学校沿革史
設立認可	財団法人設置	就任年	名前		
1904年4月1日	1932年5月17日	1941年9月	松浦俊吉	1932年12月20日	清心学園百年史（1985）
1925年3月24日	1932年10月22日	[不詳]	[不詳]		聖母 創立五〇周年記念誌（1973）
1932年1月21日	1932年1月21日	1940年10月19日	高山孫三郎	1940年2月6日	南山学園の歩み（1964）
1928年3月20日	1941年10月22日	1948年1月23日	島美恵子	1933年4月17日	聖靈学園七十年史（1978）
1924年12月24日	1940年12月13日	1941年2月24日	牧野キク	1935年10月21日	藤女子短期大学50年 藤女子大学40年 記念誌（2000）
1910年2月5日	1908年6月1日	1940年9月1日	平田トシ	1936年10月26日	聖心女子学院創立五十年史（1958）
1924年3月1日	1942年11月25日	1923年12月	星野萬	1935年10月21日	小林聖心女子学院50年小史（1973）
1933年12月2日	1933年12月22日	1934年9月8日	守屋典隆	1935年10月21日	純心のあゆみ（1969）
1931年2月18日	1934年9月1日	1941年4月1日	山崎忠雄		光塩女子学院50周年記念誌（1980）

12) 全体を通じて正確と思われる年月日がわかる場合は日付まで記したが、曖昧さを残す場合には月まで、あるいは年までとした。すべての項目を文部省告示によって確認する作業は機会を改めて行ないたい。

No	1935年現在の概況			教 派			沿	
	学校名称	所在地	学校種別	所属教会	関係ミッショ	国	創立年	専検指定
65	清心高等女学校	岡山県岡山市	高等女学校	カトリック教会	幼きイエズス会→ナミュール・ノートルダム修道女会	仏→米	1889年	
66	聖母女学院高等女学校	大阪府友呂岐村	高等女学校	カトリック教会	スヴェール愛徳およびキリスト教的教育修道会	仏	1923年	
67	南山中学校	愛知県名古屋市	中学校	カトリック教会	神言会	独	1932年	
68	聖靈高等女学院	秋田県秋田市	高等女学校	カトリック教会	聖靈会	独	1909年	
69	札幌藤高等女学校	北海道札幌市	高等女学校	カトリック教会	殉教者聖ゲオルギオのフランシスコ修道会	独	1924年	
70	聖心女子学院高等女学校	東京都東京市	高等女学校	カトリック教会	イエズスの聖心会	英(塊)	1908年	
71	小林聖心女子学院高等女学校	兵庫県既村	高等女学校	カトリック教会	イエズスの聖心会	英(塊)	1923年	
72	聖名高等女学校	鹿児島県中郡宇村	高等女学校	カトリック教会	聖名修道女会	英(加)	1933年	
73	光塩高等女学校	東京都東京市	高等女学校	カトリック教会	メルセス宣教修道女会	西	1931年	

注

- 1) 本表で対象とした学校は、1935年の時点ですべて日本内地に存在したキリスト教系中学校・高等女学校、およびこれに類する各種学校である。実業学校・実科高等女学校は含まない。プロテスタント系学校に関しては、日本基督教連盟「基督教年鑑」(1935年版)に「基督教主義学校」として所載されているもののみを対象とした。「学校名」「所在地」「所属教会」に関する情報、および配列の順序も「基督教年鑑」の記載にしたがっている。なお、「基督教年鑑」の「基督教主義学校」一覧には台南長老教中学も含まれているが、内地の学校ではないので本表からは除外した。
- 2) 「学校種別」の項目は、文部省普通学務局『昭和十年度 全国中学校ニ闇スル諸調査』(1936年)、同『昭和十年度 全国高等女学校実科高等女学校ニ闇スル諸調査』(1936年)、同『昭和十五年十月一日現在 専門学校入学者検定規程ニ依ル指定学校ニ闇スル諸調査』(1942年、以下「指定学校調査」)に基づいて判断した。
- 3) 「関係ミッション」の項目は、原則的に各学校沿革史の記述によりながら、学校の設立・運営にかかわりを持った宣教会(カトリック系の修道会を含む)、または宣教会の所属する母教会の名称を記した。各学校と宣教会の関係については、創立時にはかかわりがあったが1935年時点では無関係となっている場合、教員の中に宣教師が含まれるという程度の関係の場合、宣教会が実質的に学校の管理運営を掌握している場合など多様な例がありうる。本表にはそうした違いは反映されていない。
- 4) 「国」の項目は、宣教師の国籍を表している。複数の国籍が含まれている場合、1935年時点での宣教会の代表の国籍を記した。「英(加)」は英領カナダ、「英(塊)」は英領オーストラリアを表す。
- 5) 「創立年」の項目は、1935年時点ですべての学校に関しては、原則として「指定学校調査」の「設立年月日」の記述に従い、それ以外の学校に関しては各学校沿革史の記述を参考とした。ただし、特に総合的な学園の場合、中学部・高等女学部の前身にあたる学校がいくつ設立されたのかという判断には主觀的因素が入り込まざるをえない。したがって、ここに記した「創立年」は、あくまでも一つの目安に止まる。
- 6) 「専検指定」の項目は、専門学校入学者検定規程による無試験検定の指定を受けた日付を表す。「指定学校調査」、各学校沿革史・米田俊彦「専門学校無試験検定の指定校」(近代日本教育史料研究会編『瓦版』第25号(1988年10月)～第31号(1989年4月))を参照し、食い違いのあるものに関しては文部省告示によって確認した。
- 7) 「設立認可」の項目は、中学校または高等女学校として認可された日付、あるいは認可にかかる文部省告示がおされた日付を表す。原則として、米田俊彦「道府県別中学校一覧ーその2 私立中学校ー」(財団法人私学教育研究所『教育制度の研究(その15)』1990年)、同『高等女学校関係文部省告示記事一覧(1)』(財団法人私学教育研究所『教育制度の研究(その19)』1994年)、同『高等女学校関係文部省告示記事一覧(2)』(財団法人私学教育研究所『教育制度の研究(その20)』1995年)によった。
- 8) 「財団法人設置」の項目は、学校の設立者が新たに財団法人となった日付、あるいは既存の財団が設立者となった日付を表す。原則として、各学校沿革史の記載にしたがったが、文部省告示により日付を補ったものもある。社団法人の設置は除外している。
- 9) 「初代日本人校長」の項目は、日本人が初めて校長に就任した日付を表す。各学校沿革史の記載にしたがった。複数の学校種別を含む学院については、原則として、学院長ではなく、中学部長・高等学部長等について記した。校長事務取扱は含めていない。
- 10) 「御真影下賜」の項目は、宮内庁書陵部『御写真録』において「下賜」として記された日付を表す。*のあるものは、資料に「下賜」の日付が記されていないために、「下賜」を申請した日付を示している。
- 11) 「学校沿革史」の項目には、本表作成にあたって主に参照した学校沿革史を記した。「学校沿革史」は複数に数種類刊行されていることが一般的なので、ここに記したものはその一部にとどまる。

校に類する各種学校を含む) の神社参拝状況 [暫定版]

等の記述	安藤信成の調査 (1935年)
徒参拝ス」 (p.505) はじめて招魂社に全校参拝を実施し、以 高神社の祭典には、全校生徒が参加する	学校では、勇士に敬意を表して靖国神社で敬礼 (bowing) する。しかし、敬礼は宗教的な重要性を持たない。
機会ある毎に赤心をあらわすようにつと 神社参拝を行った (p.137)	「参拝Sampai」は国民の義務である。日本の市民と同様に参拝しなければならない。特に現状では、すべての人が注意深く見ているので、求められたことをすべてやり、思慮深くあらねばならない。
の見解一注] によって、全国のキリスト教 り、山梨英和女学校とて決して例外では た (p.208)	
を代表して参拝。校友会誌『不二』の 魂社参拝は、これが最初である (p.232) 平参拝 (『いしづえ』第25号、1934年7月) 列、分列式見学後宮内招魂社に参拝 (p.963) 則として毎年上旬に実施される閏兵分列 拜 (p.228)	神社への敬礼に関しては、公立学校と同じようにする。 神社への参拝に関しては、公立学校と同様にする。ただし前もってこれは宗教的な行為ではないことを生徒に説明する。
神社に参拝した。以後毎月各クラスが替 後街頭行進し、熱田神宮に参拝 (p.279) 追廻聯兵場に於ける市主催の武運長久祈 員生徒招魂社に参拝」 (金城、最初の神社 民朝礼、招魂社参拝) (p.168) 年中行事の項目のなかに、「毎月一日神社 全校生徒、徒歩で明治神宮参拝 (p.123) 拜の後八幡宮にて祈願 (p.162) II』 p.613) 搭乗して靖国神社に参拝した。全校職員、 (p.134) をおこない、第一日に勅語奉読式と明治 なった (p.371) れた (『通史編二』 p.1220)	私たちの祖先に敬意を表すしるしとして、神社で敬礼する。 学校として敬礼した経験はない。しかし、神戸地域の三つの神社で「敬 礼Keirei」するように生徒に教えている。
この日は第一回の大詔奉戴日であった。 (p.365) 人より靖国神社参拝等に関する質問書來 靖国神社祭典には致せざる旨回答。(p.91) 側、現在の王子体育馆辺りにあった護國 業、明治神宮参拝、防空演習。五大節、 って近くの古小島にあった小島神社に參 四年生が藤崎宮に参拝している。 (p.83)	靖国神社に向かってお辞儀をする。しかし、状況によってその行為に祈 りの意味があるならば、「参拝sampai」はしない。 「私たちの祖先に敬意を表すために、神社への敬礼は必要である。」靖 国神社祭典にみな敬礼する。 学校として神社に参拝したことはない。しかし、そうすることに対し て反対は感じていない。 靖国神社大祭は、学校は休日である。もしも政府から命令された、神 社に行くであろう。そうでなければ、行かない。 「神社参拝jinja sampai」は国民の義務と考えているので、地方社の祝 日と靖国神社大祭に他の学校と同様に参拝する。 「神社はこの国の高貴な人を記念するものである」。これが生徒に対する 教えだが、学校として神社に行つたことはない。 「参拝sampai」に関しては、公立学校と同様にしている。 神社への敬礼に関しては、敬意の表明として行われるだけならば、敬礼をする ことであろう。しかし、今のところ、政府は参拝するように命令していない。 「参拝sampai」に対して特別な反対はない。年に2回か3回は神社に行く。 伊勢神宮に行つたら、敬礼Keirei (深い尊敬を表すお辞儀) が用いられる。

3) 「安藤信成の調査」の項目は、淡水女子学院校教頭安藤信成による諸学校への質問への回答の内、神社参拝に
関する部分を試験したもの。出典は、"Historical Statements of events in connection with 'Shrine Question'
as it concerns the Tamsui Girl's School" (APCC 1988-1003-63-24)。

付表2 内地におけるキリスト教系中学校・高等女学校（中学校・高等女学

No	学校名称	教会	参拝日	学校沿革史
22	東奥義塾	日本メソジスト教会	1906年9月11日	高照神社に、職員生徒一同参拝せり (p.101)
25	静岡英和女学校	日本メソジスト教会	1929年10月10日	招魂社例祭、湯浅教員引率第四・五学年生
30	弘前女学校	日本メソジスト教会	1931年4月30日	昭和六年四月の招魂社例祭には、創立以来後、恒例の学校行事としている (p.317)
68	聖靈高等女学院	カトリック教会	1932年	昭和七年、学校の方針が決まり、招魂社、弥ことになった。 (p.111)
67	南山中学校	カトリック教会	[1932年]	招魂社、熟田神官例大祭への生徒代表参拝…めた (p.45)
60	東北高等女学校	カトリック教会	1932年4月30日	午前十時招魂社参拝をなす (p.169)
53	暁星中学校	カトリック教会	1932年9月19日	暁星では、校旗を先頭に隊伍を組み、靖国
61	八代成美高等女学校	カトリック教会	1932年12月16日	八代宮参拝 (p.111)
26	山梨英和女学校	日本メソジスト教会	[1933年]	この発表 [1933年の基督教教育同盟会総会主義学校は徐々に神社参拝を行うようになあり得ませんでした。] (100年 p.66)
54	海星中学校	カトリック教会	1933年2月17日	4年生が学校を代表して懇訪神社に参拝し
59	白百合高等女学校	カトリック教会	1933年3月10日	靖国神社慰霊祭に生徒代表参拝 (p.262)
56	不二高等女学校	カトリック教会	1933年9月18日	溝端事変二周年記念式のあと、三年生が生徒「学校行事」として公式に記録されている招
32	立教中学校	日本聖公会	1934年4月27日	靖国神社臨時大祭につき、全校生徒午前五時
17	松山東雲高等女学校	日本組合基督教会	1935年5月21日	松山連隊軍旗挙受五〇年記念祝賀式に全校參
40	西南学院中学部	日本バプテスト教会	1937年	一九三七年の「中学校日誌抄」を見ると、原式・紅葉八幡宮参拝 ([上巻] p.542)
11	北星女学校	日本基督教会	1937年9月18日	九月一八日初めて全校生徒で札幌神社を參
16	神戸女学院高等女学部	日本組合基督教会	1937年10月1日	十月一日に高等女学部五年生のA組が広田で参拝を続いた ([総説] p.220)
58	仙台高等女学校	カトリック教会	1937年10月	青葉神社例祭、職員生徒一同参拝 (p.34)
33	桃山中学校	日本聖公会	1937年10月15日	全校生徒、阿倍野神社に参拝 (p.906)
47	名古屋中学校	日本美善教会	1937年10月15日	十五日は三年以上が練兵場の強調式に参加
2	東北学院中学部	日本基督教会	1937年10月17日	朝礼の後一同天王寺招魂社に参拝、十時より順式に参列した。 (p.28)
6	金城女子専門学校附属高等女学校部	日本基督教会	1937年10月17日	スマイル校長代理入院・手術中に、「全校職参拝」 (p.1095)
27	広島女学院高等女学部	日本メソジスト教会	1937年10月17日	神社参拝殉國勇士を讃えるの日 (ラヂオ国
43	西南女学院	日本バプテスト教会	1938年	一九三八年度「西南女学院經營要綱」には、参拝及愛國貯金の記載が登場する (p.189)
34	立教高等女学校	日本聖公会	1938年2月	国民精神総動員強調週間実施事項として、
31	遺愛女学校	日本メソジスト教会	1938年7月7日	日事変1周年につき 6時30分招魂社に集合參
20	関西学院中学部	日本メソジスト教会	1938年10月10日	中学校職員生徒、櫻原神宮に参拝 ([通史編
51	女子聖学院	基督教会	1939年4月26日	二六日に全校職員、生徒市電七台貸切りに生徒の靖国神社参拝はこれが初めてである
1	明治学院中学部	日本基督教会	1939年10月3日	鏡後援奨励会週間には、中学校は特別行事参拝、第二日には靖国神社参拝をおこ
14	同志社高等女学部	日本組合基督教会	1940年1月24日	女尊・高女部全員の櫻原神宮参拝が実施さ
37	ブル高等女学校	日本聖公会	1941年2月	全校生が伊勢神宮に参拝 (p.159)
46	九州女学院	日本福音ルーテル教会	1941年5月6日	招魂祭 護国神社、官軍墓地参拝 (p.87)
7	北陸女学校	日本基督教会	1942年1月8日	一月八日は第三学期始業式が行われたが、...詔書奉読があり、護国神社を参拝した。
36	平安高等女学校	日本聖公会		昭和7・10・12 神道革新会宮井鑑次郎なる。靖国は宗教にあらず。又毎年の京都招
38	松蔭高等女学校	日本聖公会	[不詳]	春と秋の靖国神社臨時大祭には、松蔭の南神社へ参拝するようになった。 (p.214)
24	東洋英和女学校高等女学科	日本メソジスト教会	[不詳]	学校行事も宮城外苑勤労奉仕、学校農場作
28	福岡女学校	日本メソジスト教会	[不詳]	勤語奉説式などが主なものになった (p.346)
45	九州学院	日本福音ルーテル教会	[不詳]	本校でも当時毎月一日に全校職員生徒そぞ拝した (p.184)
5	フェリス和英女学校	日本基督教会		招魂祭には学院代表として五年生が花岡山、
10	宮城女学校高等女学部	日本基督教会		
12	同志社中学	日本組合基督教会		
13	共愛女学校	日本組合基督教会		
35	香蘭女学校	日本聖公会		

注

1)「参拝日」の項目は、学校沿革史等の記述で神社参拝を行ったとされる日付を記した。参拝年を推測で補った場合は、[] 内に記した。

2)「学校沿革史等の記述」の項目には、関連する学校沿革史等の記述を記し、頁数を記した。学校沿革史以外のものを参照した場合、あるいは表1で学校沿革史を複数提示した場合、参照した書名の略称を「 」内に記した。